

今回から、知事表彰①②は全て電子データによる提出となっております。

様式を兵庫県のホームページからダウンロードして、作成をお願いします。

兵庫県 技能者表彰制度



令和 6 年度 兵庫県の技能者表彰制度

【知事表彰】

- ① 兵庫県技能顕功賞
- ② 兵庫県青年優秀技能者表彰

【厚生労働大臣表彰】

- ③ 卓越した技能者の表彰

令和 6 年 1 月

兵庫県産業労働部能力開発課

目 次

1 技能者に対する表彰制度の概要	· · · · ·	1
2 兵庫県技能顕功賞・兵庫県青年優秀技能者表彰について【知事表彰】		
① 兵庫県技能顕功賞	· · · · ·	2
② 兵庫県青年優秀技能者表彰	· · · · ·	3
③ 推薦手続（共通）	· · · · ·	4
④ 記入要領（共通）	· · · · ·	5
⑤ 兵庫県技能顕功賞 記入例	· · · · ·	9
⑥ 兵庫県青年優秀技能者表彰 記入例	· · · · ·	12
3 卓越した技能者の表彰（現代の名工）について【厚生労働大臣表彰】		
① 卓越した技能者の表彰	· · · · ·	13
② 推荐手続	· · · · ·	14
③ 調書記載要領	· · · · ·	16
④ 調書作成上の留意点	· · · · ·	21
⑤ 調書 記載例	· · · · ·	23
4 職業部門、職業分類及び職種（例示）	· · · · ·	33
5 調書等様式	· · · · ·	43
① 兵庫県技能顕功賞関係	· · · · ·	44
② 兵庫県青年優秀技能者表彰関係	· · · · ·	47
③ （本人による）申立書（技能顕功賞・青年優秀）	· · · ·	50
④ 卓越した技能者の表彰関係	· · · · ·	51
⑤ （本人による）申立書（卓越した技能者）	· · · · ·	57
6 推薦書類提出機関	· · · · ·	58

1 技能者に対する表彰制度の概要

表彰名	受付期間	概要	被表彰者数	表彰期日	会場所	備考
知事表彰 兵庫県技能顕功賞	R6 4. 1 (月) 5. 31 (金)	<p>次の要件を備えている者を表彰する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・極めて優れた技能（技能検定1級相当）を有し、経験年数15年以上、かつ満35歳以上で、現にその技能を要する職業に従事している者であること。 ただし、全国技能グランプリ又は技能五輪全国大会において3位以上の成績を収めた者は、経験年数10年以上、満30歳以上。（基準日 令和6年11月10日） ・就業を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。 <p>※ 兵庫県青年優秀技能者表彰受賞者は、受賞より5年以上を経過していること。</p>	概ね 160名	11月10日	兵庫県公館 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰式は表彰期日以降に開催。 ・受賞者の氏名等を記者発表し、県公報に登載。
知事表彰 兵庫県青年優秀技能者表彰	R6 4. 1 (月) 5. 31 (金)	<p>次の要件を備えている者を表彰する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・極めて優れた技能（技能検定1級相当）を有し、経験年数7年以上、かつ満35歳未満で、現にその技能を要する職業に従事している者であること。 ただし、全国技能グランプリ又は技能五輪全国大会において3位以上の成績を収めた者、若しくは同等レベルの全国大会において優秀な成績を収めた者は、経験年数に関わらず満35歳未満。 （基準日 令和6年11月10日） ・生産性や安全性の向上等に貢献した者であること。 ・優れた技能をもって、将来にわたって当該職業に従事し、技能後継者としての活躍が期待される者。 	概ね 30名	11月10日	神戸市内	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰式は表彰期日以降に開催。 ・受賞者の氏名等を記者発表。
厚生労働大臣表彰 卓越した技能者の表彰	R6 2. 1 (木) 2. 29 (木)	<p>知事は、県内に就業している者であって、次の要件を満たす者から選考して厚生労働大臣に推薦する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>兵庫県技能顕功賞の受賞者</u>であること。 (22部門を除く) ・その技能が全国を通じて第一人者と目されており、現にその技能を要する職業に従事している者であること。 <p>（基準日 令和6年11月1日）</p> <p>※ 全国技能グランプリ・技能五輪全国大会・全国アビリンピック上位入賞者、もしくは技能に関する広域の業界団体からの表彰受賞者など。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。 	全国で 概ね 150名	11月1日	東京都内	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰式は表彰期日以降に開催される。 ・受賞者の氏名等を記者発表する。

2 兵庫県技能顕功賞・兵庫県青年優秀技能者表彰について【知事表彰】

① 兵庫県技能顕功賞

技術水準の向上に貢献し、その功績のあった技能者を兵庫県知事が表彰するもので、社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、技能者の地位の向上及び産業の発展を図ることを目的としています。

＜表彰の対象＞

次の要件すべてに該当する方

(要件をすべて満たしていることを確認した上で推薦してください。)

1 技能の優秀さ

県下を通じて当該技能において、第一人者と目されている者（技能検定1級相当など）

2 産業に対する貢献

重要な製作物・建物等の完成、改善、修理など功績を残し、産業の発展と労働者の福祉の増進に寄与した者

3 後進技能者の育成

後進技能者の指導、教育・訓練に携わり、技能者の育成に寄与した者

4 模範性

勤務成績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者

※ 破産宣告並びに刑罰の有無については特に注意すること

5 現役性

・現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者

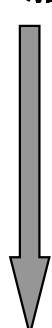
・表彰期日現在において、15年以上の経験を有し、かつ満年齢35歳以上の者
(表彰期日：令和6年11月10日)

※ 全国技能グランプリ又は技能五輪全国大会において、3位以上の成績を収めた者については、10年以上の経験を有し、かつ満30歳以上の者

+

兵庫県青年優秀技能者表彰を過去に受賞した者については、受賞後5年以上経過していること

＜推薦から表彰までの流れ＞



ア 推薦団体・事業所が兵庫県知事に推薦

イ 技能者表彰選考委員会の選考結果を受けて知事が決定

ウ 表彰

・被表彰者：概ね160名

・表彰時期：令和6年11月（予定）

・表彰式の場所：兵庫県公館（予定）

・受賞者の住所・氏名等を記者発表し、県公報に登載

② 兵庫県青年優秀技能者表彰

優れた技能をもって顕著な功績を収め、将来を嘱望される優秀な青年技能者を兵庫県知事が表彰するもので、技能者としての誇りと意欲を増進させ、技能後継者として一層の能力と資質の向上を促進し、技能労働者の確保と社会的地位の向上を図ることを目的としています。

<表彰の対象>

次の要件すべてに該当する方

(要件をすべて満たしていることを確認した上で推薦してください。)

1 技能の優秀さ

当該職業に従事している他の青年技能者に比して極めて優秀な者（技能検定1級相当など）

2 産業に対する貢献

作業方法や工具・工法の工夫、改善に努め、生産性や安全性の向上等に貢献した者

3 技能後継者としての将来性

将来にわたって当該職業に従事し、技能後継者としての活躍が期待される者

4 模範性

勤務成績、日常行為等において、他の青年技能者の模範と認められる者

※ 破産宣告並びに刑罰の有無については特に注意すること

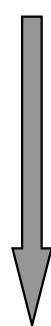
5 現役性

・現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者

・表彰期日現在において、7年以上の経験を有し、かつ満年齢35歳未満の者
(表彰期日：令和6年11月10日)

※ 全国技能グランプリ又は技能五輪全国大会において、3位以上の成績を収めた者、
若しくは同等レベルの全国大会において優秀な成績を収めた者については、経験年数
に関係なく満35歳未満の者

<推薦から表彰までの流れ>

- 
- ア 推薦団体・事業所が兵庫県知事に推薦
 - イ 技能者表彰選考委員会の選考結果を受けて知事が決定
 - ウ 表彰
 - ・被表彰者：概ね30名
 - ・表彰時期：令和6年12月（予定）
 - ・表彰式の場所：神戸市内（予定）
 - ・受賞者の住所・氏名等を記者発表する

③ 推薦手続（技能顕功賞・青年優秀技能者表彰 共通）

推薦者	<p>推薦者とは、県内の市町長、技能者団体代表者、産業団体代表者、経済団体代表者、事業所代表者で、兵庫県知事に推薦書類を提出する者をいいます。</p> <p>推薦者は、被表彰候補者が兵庫県技能顕功賞・青年優秀技能者表彰（P2, 3）の要件を具备していることを確認し、推薦書類を提出してください。</p>														
推薦受付期間	令和6年4月1日（月）～5月31日（金）														
	<p>《留意事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類は、〈記入要領〉（P5～）をよく読んでから作成してください。 2 被表彰者の選考は、選考委員会において、提出された推薦書類のみによって行われますので、分かりやすくアピールする文章及び資料とするよう心がけてください。 3 推薦書類は、パソコンで作成し、正しく明確に記入してください。 4 ①～⑥の書類は推薦者の所在地を所管する機関（P58 参照）あて電子メールにより提出してください。（添付が7MBを超える場合は分割して送信してください） 電子メールのタイトルは以下のとおりにしてください。 技能顕功賞 : 【R6 技能顕功賞】推薦調書 ○○（推薦団体・企業名） 青年優秀技能者表彰 : 【R6 青年優秀技能者表彰】推薦調書 ○○（推薦団体・企業名） 														
提出書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類</th><th>提出方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 被表彰候補者推薦調書(1)</td><td><様式1-1></td></tr> <tr> <td>② 被表彰候補者推薦調書(2)</td><td><様式1-2></td></tr> <tr> <td>③ 履歴書</td><td><様式2> ※ 団体役員歴、表彰歴等は過去のものから順に記載してください。</td></tr> <tr> <td>④ (本人による)申立書</td><td><P50 共通様式></td></tr> <tr> <td>⑤ 住民票の写し</td><td>※ 本人のみのもの。個人番号（マイナンバー）や本籍の記載不要。</td></tr> <tr> <td>⑥ 添付資料（返却を要しない資料）</td><td>※ 表紙をつけ、所属・氏名を明記してください。 (ア) 縮小・拡大するなどしてA4版サイズに統一し、印刷した場合に30枚以内になるようにしてください。 (イ) 被表彰候補者の功績に関する表彰状、技能検定合格証書、職業訓練指導員免許、関連する資格、新聞・業界紙などの写し等を添付してください。これらのほか、製作物などの発明、考案、改善、改良等については、分かりやすい説明書、図面、写真などを添付してください。 ※ 会社概要など、候補者本人の技能と直接関連のない資料は添付しないこと (ウ) ③履歴書に記載した歴・資格等の並び順に合わせ、PDF形式で1つのファイルに統合し提出してください。</td></tr> </tbody> </table>	書類	提出方法	① 被表彰候補者推薦調書(1)	<様式1-1>	② 被表彰候補者推薦調書(2)	<様式1-2>	③ 履歴書	<様式2> ※ 団体役員歴、表彰歴等は過去のものから順に記載してください。	④ (本人による)申立書	<P50 共通様式>	⑤ 住民票の写し	※ 本人のみのもの。個人番号（マイナンバー）や本籍の記載不要。	⑥ 添付資料（返却を要しない資料）	※ 表紙をつけ、所属・氏名を明記してください。 (ア) 縮小・拡大するなどしてA4版サイズに統一し、印刷した場合に30枚以内になるようにしてください。 (イ) 被表彰候補者の功績に関する表彰状、技能検定合格証書、職業訓練指導員免許、関連する資格、新聞・業界紙などの写し等を添付してください。これらのほか、製作物などの発明、考案、改善、改良等については、分かりやすい説明書、図面、写真などを添付してください。 ※ 会社概要など、候補者本人の技能と直接関連のない資料は添付しないこと (ウ) ③履歴書に記載した歴・資格等の並び順に合わせ、PDF形式で1つのファイルに統合し提出してください。
書類	提出方法														
① 被表彰候補者推薦調書(1)	<様式1-1>														
② 被表彰候補者推薦調書(2)	<様式1-2>														
③ 履歴書	<様式2> ※ 団体役員歴、表彰歴等は過去のものから順に記載してください。														
④ (本人による)申立書	<P50 共通様式>														
⑤ 住民票の写し	※ 本人のみのもの。個人番号（マイナンバー）や本籍の記載不要。														
⑥ 添付資料（返却を要しない資料）	※ 表紙をつけ、所属・氏名を明記してください。 (ア) 縮小・拡大するなどしてA4版サイズに統一し、印刷した場合に30枚以内になるようにしてください。 (イ) 被表彰候補者の功績に関する表彰状、技能検定合格証書、職業訓練指導員免許、関連する資格、新聞・業界紙などの写し等を添付してください。これらのほか、製作物などの発明、考案、改善、改良等については、分かりやすい説明書、図面、写真などを添付してください。 ※ 会社概要など、候補者本人の技能と直接関連のない資料は添付しないこと (ウ) ③履歴書に記載した歴・資格等の並び順に合わせ、PDF形式で1つのファイルに統合し提出してください。														
提出機関	<p>推薦書類は、推薦者の所在地を所管する機関（P58 参照）に提出してください。</p> <p>※ なお、連合会が組織されている場合は、連合会長の推薦を受けた上で、所管する機関に提出してください。</p>														

④ 記入要領（技能顕功賞・青年優秀技能者表彰 共通）

【注意点】

- 1 審査は、提出いただいた書類のみで行います。
- 2 調書の作成は、分かりやすい文章や資料とするよう心がけてください。
- 3 被表彰候補者が持つ技能の「何が優れているのか」、また「いかなる理由により優れているのか」を文面で判断できるよう、具体的にわかりやすく記入してください。一般的な説明だけでは、選考委員による評価が得られないことがあります。
- 4 特に、添付資料は、調書だけでは分かりにくい部分を補足する重要な資料となります。候補者の技能の内容に関する詳しい資料や、調書に記載のある作品や製作物、建造物などの写真や図面、新聞記事などを添付してください（ただし、資料の枚数が大量となる場合は、主な業績についてまとめるなど工夫してください）。
- 5 提出いただいた調書及び資料では内容が不明な場合は、追加で資料の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

【推薦調書(1)】<様式1－1>

1 「部門」、「職業分類」、「職種(1)」欄には、別表《職業部門、職業分類及び職種（例示）》（P33 参照）の部門、職業分類及び職種(1)により、その人の持っている技能にかかる部⾨番号、職業分類番号、及び職種(1)番号をそれぞれプルダウンから選択してください。
※「部門」は1～21部⾨より選択してください。

2 「職種(2)」欄には、別表《職業部門、職業分類及び職種（例示）》（P33 参照）の職種(2)欄に該当職種がある場合には、その番号（丸付き数字）をプルダウンから選択し、職種名を記入してください。適当な職種が無い場合、番号欄に「99」をプルダウンから選択し、以下を参照に適切な職種名を記入してください。

厚生労働省編職業分類（ハローワークインターネットサービス内）
https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_dictionary.html

3 「推薦地区名」欄には、推薦書類提出機関（P58 参照）の地区名をプルダウンから選択してください。

4 「氏名」、「ふりがな」欄は、姓・名の間に全角スペースを1つ空けて、戸籍（住民票）に記載されているとおりの文字で、正しく記入してください。なお、表彰状に記載される氏名は、原則として戸籍に記載されている文字となります。

※戸籍に使用されている文字とは別の文字の使用を希望する場合は、戸籍使用の文字と使用

希望する文字を併記してください。

※変換できない文字または特定のフォントでしか表示できない文字については、常用漢字等、一般的に使用されている文字に置き換え、<備考>シートにその旨を明記してください。
(例：「荒」の草冠は「十 十」のように離れてます。)

- 5 「生年月日」欄は、戸籍に記載されている生年月日を記入してください。なお、表彰期日（令和6年11月10日）現在の満年齢が、下の欄に自動入力されます。
- 6 「現住所」欄は、住民票の住所を記入してください。なお、住民票の住所と現住所が異なる場合には、現在お住まいの住所を併記してください。
- 7 「勤務先」欄は、雇用されている場合は雇用事業所名を、自営の場合は屋号などを記入の上（自営）と併記してください。また、従業員数欄における人数には、被推薦者も含めた人數を記載してください。(例えば、就業者が被推薦者のみという事業所の場合は、0名ではなく、1名と記入してください。)
- 8 「職歴」欄は、次により記入してください。
 - (1) 内容欄は、就業先事業所の名称、職務内容、役職などの異なるごとに記入してください。
 - (2) 従事した職種欄は、主に従事した仕事内容が分かるように職種名を記入してください。
 - (3) 在職期間欄は、(1)にかかる始期と終期をそれぞれ西暦で記入していただくと、合計在職期間が自動入力されます。
- ※ 月の途中で就職又は離職をした場合、月の15日以前に就職したものは初日に、月の16日以降に就職したものは16日に就職したものとみなし、15日以前に離職したものは15日に、16日以降に離職したものは末日に離職をしたものとみなし自動入力されます。
- 9 「推薦実績」欄は、過去において被表彰候補者として推薦のあった年度を記入するとともに、その合計回数を記入してください。(最大直近3ヶ年)
なお、初めての推薦の場合は無記入としてください。
- 10 「推薦者」欄の所在地欄は、推薦団体等の所在地を記入してください。
また、担当者欄は、書類の内容等を問い合わせる際の窓口となる直接の担当者の連絡先(メールアドレス、直通の電話番号)を記入してください。

【推薦調書(2)】<様式1-2>

被表彰候補者の持っている技能の概要、考案、改善などの功績の概要及び後進技能者の育成指導（又は技能後継者としての将来性）の概要について、その優秀性が的確に把握できるよう下記により記入してください。

また、「技能」と「技術開発」が混同されている調書が多く見られるため、当該調書には「技能」に着目して記入してください。

- 1 一般的でない文字、用語については、ふりがな及び説明をつけてください。
- 2 「技能の優秀さ」欄は、推薦書類や添付の資料にあわせて、被表彰候補者の従事する職種、技能の水準、範囲、特徴等、どのような技能が他の技能者より優れているのかを判断できるよう具体的に記入してください（記入にあたっては、数値等を用いるなど、できる限り具体的な記述となるよう工夫してください）。
例 「非常に優れている」 → 他と比較してどう優れているか数値等で表現する
「短時間で加工できる」 → 「通常3時間かかる加工を1時間でできる」等具体的に記載する
「精度が向上した」 → 「標準公差±〇μmmが±△μmmに向上した」等具体的に記載する
- 3 「産業に対する貢献」欄は、当該技能をもって製作または建造などをしたもので、その人の功績の内容が判断できるよう記入するとともに、企業、産業界、社会に対する貢献度などにおいて、高く評価される代表的な業績について具体的に記入してください。
- 4 ①「後進技能者の育成」欄（技能顕功賞）は、後進の指導育成にあたった期間、内容、方法、対象、範囲及びその効果などについて、数値を用いるなどして具体的に記入してください（例：△年間にわたり、のべ〇人に対して指導を行った）。
②「技能後継者としての将来性」欄（青年優秀技能者表彰）は、将来の技能後継者と見込まれるような現在の活躍状況が分かる内容などについて具体的に記入してください。
- 5 「模範性」欄は、社会人としても模範とみられる功績、性行について記入してください。
- 6 「現役性」欄は、被表彰候補者の現役性を確認するため、その人の有する技能に関連した職種における1日平均の就業時間又はその人の有する技能に関連した職種に専ら就業しているか否かなど、数値を用いるなどして具体的に記入してください。
- 7 補足説明する必要がある場合は、資料を作成し添付してください。
また、専門的・技術的分野に関するものについては、簡潔明瞭な解説を付してください。
- 8 添付資料は、①返却を要しない、②印刷した場合に30枚以内（両面印刷）で、③被表彰候補者の技能の優秀さや産業に対する貢献について、より分かりやすく説明できるもの（写真、新聞・業界紙の記事、説明書、図面等）としてください。
※ 会社概要、特許出願資料などの大量の資料を添付している例が見受けられますが、資料枚数が多くなる場合は、内容を1～2枚程度にまとめるなど見やすいようにしてください。

【履歴書】<様式2> 以下の項目では、年月日は過去のものから順に列挙してください。

- 1 「氏名」欄、「生年月日」欄、「現住所」欄は、【推薦調書(1)】<様式1-1>より転記されます。
- 2 「最終学歴」欄は、最終の学校名、学部・学科名、年月日を記入し、区分（卒業・修了・中退のいずれか）をプルダウンから選択してください。
- 3 「団体役員歴」欄は、経歴及び始期と終期を年月日順に記入してください。本表彰と直接関係のないものは記入しないでください（例：消防関係、PTA、自治会などは記入しない）。
- 4 「表彰歴」欄は、本人の技能に関連して表彰を受けたもののみ記入してください。
また、種類ごとに、年月日及び表彰事由を記入してください。
→ 表彰状の写しを添付すること
 - ※1 全国技能グランプリ、技能五輪全国大会、技能五輪国際大会等の全国（国際）大会の入賞歴について記入してください（例：第〇回全国技能グランプリ ○○職種〇位）。
 - ※2 ものづくりマイスター、全技連マイスターに認定されている場合は記入してください。（例：ものづくりマイスター（○○職種）に平成〇年度認定）。
 - ※3 「ひょうごの匠」の認定、これに係る知事表彰等を受けている場合は記入してください。
 - ※4 グループ表彰は記入しないでください（ただし、本人の功績が著しいと認められるものは、これを客観的に判断できるものを併せて添付すること）。
- 5 「免許、資格、実用新案等」欄は、免許、資格、特許及び実用新案などの種類ごとに、取得年月日を記入してください。なお、本表彰と直接関係のないもの（自動車免許など）は記入しないでください。
→ 免許等を取得した事実を証明する書類の写しを添付すること（免許証の写し等）
- 6 「職業訓練指導員免許」欄は、取得した職種名をプルダウンから選択し、免許証交付年月日を記入してください。→ 免許証の写しを添付すること
- 7 「技能検定」欄は、取得した級、職種をプルダウンから選択し、作業名、合格証書交付年月日を記入してください。同一職種の場合は上位級の記入だけで構いません。
→ 合格証書の写しを添付すること
- 8 「技能検定委員歴（補佐員歴）」欄には、就任した職種、種別をプルダウンから選択し、就任した期間、通算歴を記入してください。→ 委嘱状の写しを添付すること
- 9 「兵庫県技能士会連合会への加入」欄は、被表彰候補者が兵庫県技能士会連合会の会員であれば、所属する技能士団体名を記入してください。

⑤ 兵庫県技能顕功賞 記入例

兵庫県技能顕功賞被表彰者推薦調書(1)							
部門、職業分類、職種(1)、(2)は番号をプルダウンから選択。職種名は手入力。							
(No.) プルダウンから選択							
部門	職業分類	職種(1)	職種(2)		推薦地区名		
10	1	3	番号 1	職種名 左官	神戸(県民センター)		
ふりがな	たかい たろう		生年月日		昭和36年12月10日		
氏名	高(高)井 太郎		性別	男	62歳		
戸籍記載の文字と異なる文字の使用を希望する場合は、			プルダウンから選択		自動入力(令和6年11月10日現在)		
現住所	郵便番号 657-8567	電話番号 078-×××-×××					
神戸市△△区□□町1丁目2番地の3 ××マンション101号							
現住所と住民票記載の住所が異なる場合、上段に現住所(郵便物発送時の送付先)、下段に住民票記載の住所をカッコ書きで記入。							
就業者が被推薦者のみの場合は、0ではなく1を入力。							
勤務先	名称 □□左官店(自営)				従業員数 3		
	所在地	郵便番号 657-3555	電話番号 078-×××-×××				
神戸市◇◇区××町7丁目8番9号							
職歴	内容	従事した職種	在職期間			在職年月数	
	○○左官店勤務	左官見習い	年(西暦) 1980	月 4	日 1	年 3	ヶ月 0
			1983	3	25		
	△△左官店勤務	左官	1983	4	1	2	0
			1985	3	31		
	◇◇左官店経営	左官	1985	4	1	4	0
			1989	3	31		
	□□左官店経営(同上改称)	左官	1989	4	1		
自動計算							
推薦者	最大直近3カ年						
	現在に至る		2024	11	10	35	7.5
			合計在職期間			44	7.5
	推薦実績		R3	年度	R4	年度	年度
							2回
推薦者	団体等の名称 兵庫県○○工業組合連合会			代表	職名 会長		
					氏名 ○○ ○○		
					職名 係長		
		担当者	氏名 △△ △△				
	当該から担当者に連絡する際の直接の連絡先を入力。					メールアドレス abcdefg@hi.jk	
所在地	郵便番号 658-0992	電話番号 078-×××-×××					
	神戸市○○区△△5丁目5番5号 □□ビル 3階						

★この調書は、すべて (令和6年) 2024年11月10日 を基準日として作成してください。

記入例

<様式 1-2>

職種名、氏名、生年月日
(年齢)は調書(1)から転記

各項目とも、修飾語を多様せず、数値を用いるなどして具体的に記入してください。

兵庫県技能顕功賞被表彰者推薦調書(2)

職種名	左官	氏名	高(高)井 太郎	生年月日	1961年12月10日 62歳
技能の優秀さ	<p>○○職場で○○作業に△△年従事し、次の技能の優秀さは抜群で、業界第一人者と言われている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 世間一般でよく知られ、使用されている◇◇の□□部分の製作、組立、修復、検査等の作業 ○○の製作において、□□(※)することにより生産性を向上させる技能(業界で□□することの実用化に初めて成功した) ○○作業において◇◇することによる安全確保の技能、品質向上の技能、原価節減の技能(同氏の考案した原価節減の技能により、○○作業においてこれまで××万円の経費がかかっていたところ、××万円まで節減することができた) 第△△回技能五輪全国大会(昭和△△年)で第△位に入賞 <p>※ □□・・・××の一つで、○○○○○の略である。◇◇製作の際に用いられる技法。</p> <p>※専門的・技術的用語等については、全てふりがな及び簡単に分かる説明を付すこと。 ※専門用語の項目が多くなる場合は「専門用語集」として別葉とすること。</p>				
産業に対する貢献	<p>上記の技能を活かし次の功績を残した。</p> <ol style="list-style-type: none"> △△年に○○市において、◇◇の製作、□□の復元、××の据付を行った。 ○○の生産において、△△年間○○であったものを、同氏の技能により□□することにより、生産性が××まで向上した。 □□の生産(作業)において、◇◇することにより、安全性の確保、品質の向上、原価の節減を行った。 震災復旧・復興に際しては、○○の復旧工事に参加し、××日間で△△を完成させた。 				
後進技能者の育成	<p>監督者(※役職以上)として部下の指導をした年数</p> <p>12年6ヶ月</p> <ol style="list-style-type: none"> 職業訓練指導員として、△△年間○○に関し技能の指導を行い、のべ約××人を育成した。 ○○するため、平成□□年から開催している××講習会(主催:○○○協会)の講師を△△年間務めた。 ○○技能士会理事として、△年間にわたり□□に務め、業界の発展及び後継者の育成に努めた。 				
模範性	<ol style="list-style-type: none"> 常に△△の技能の研鑽に努め、その真摯な作業態度は他の模範である。 ○○においても、協調性、責任感、指導力、計画性など優れている。 ○○に関して、平成△△年に□□から表彰された。 ○○技能検定委員として△期△年間務めた。 				
現役性	<p>有する技能に関連した職種における1日平均の就業時間</p> <p>7時間45分</p> <ul style="list-style-type: none"> △△作業(1日○時間程度)や、□□作業(1日×時間程度)に従事している。 ○○年間、△△技能修得後、独立し経営者となったが、現在も経営業務の一方、現場△△作業(1日○時間程度)に従事している。 				

★抽象的な表現の繰り返しは避け、出来るだけ具体的に分かりやすく記載してください。

記入例
<様式2>

氏名、ふりがな、生年月日、現住所は調書（1）から転記。

プルダウンから選択

履歴書（技能顕功賞用）

ふりがな 氏 名	たかい たろう 高（高）井 太郎	生年月日	1961年12月1 62歳
現 住 所	神戸市△△区□□町1丁目2番地の3 ××マンション101号		
最 終 学 歴	学校名	兵庫県立○○高等学校	卒業
	学部・学科	○○科	年月日 昭和54年3月31日
団体役員歴	H10/4/1～H12/3/31 ○○工業協同組合 △△部 部長 H15/4/1～H17/3/31 ○○工業協同組合 理事		
表彰歴	S57/10/1 第○回◇◇全国大会 金賞 H15/6/1 △△工業協同組合 理事長表彰 H18/10/1 □□市技能功労賞 H25/5/1 ××大会 ○○の部 優秀賞 H26/9/1 ◇◇マイスター認定		
免許・資格・実用新案等	S58/10/1 第○種△△士 S59/6/1 ××工事技術者		

職業訓練指導員、技能検定、技能検定委員歴（補佐員歴）は職種名、級、種別をプルダウンから選択。

職業訓練指導員免許	職種		取得年月日	
	左官・タイル		平成4年4月1日	
技能検定	級	職種	作業名	取得年月日
	1級	左官	左官作業	平成1年10月1日
技能検定委員歴 (補佐員歴)	職種	種別	期間	通算年数
	左官	補佐員	自 平成27年4月1日 至 平成29年3月31日	3年
	左官	委員	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	
			自	
			至	
			自	
		至		
兵庫県技能士会 連合会への加入	所属する技能士会名			
	兵庫県○○技能士会			

★団体役員歴・表彰歴・免許・資格は、過去のものから順に列挙し、年月日も記入してください。

⑥ 兵庫県青年優秀技能者表彰 記入例

様式1-1、様式2は
技能顕功賞の記入例を参照

各項目とも、修飾語を多様せず、数値を用いるなどして具体的に記入してください。

兵庫県青年優秀技能者表彰被表彰者推薦調書(2)

職種(2)	氏名	青年 次郎	生年月日	平成元年10月10日 34歳
技能の優秀さ	<p>○○職場で○○作業に△△年間従事し、次の技能に優れている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 世間一般でよく知られ、<u>使用されている</u>◇◇の□□部分の製作、組立、修復、検査等の作業 ○○の製作において、□□^{xxxx}(※)することにより生産性を向上させる技能（業界で□□することの実用化に初めて成功した） ○○作業において◇◇することによる安全確保の技能、品質向上の技能、原価節減の技能（同氏の考案した原価節減の技能により、○○作業においてこれまで××万円の経費がかかっていたところ、××万円まで節減することができた） 第△△回技能五輪全国大会（平成△△年）で第◇位に入賞 ※ □□...××の一つで、○○○○○の略である。◇◇製作の際に用いられる技法。 <p>※専門的・技術的用語等については、全てふりがな及び簡単に分かる説明を付すこと。 ※専門用語の項目が多くなる場合は「専門用語集」として別葉とすること。</p>			
	<p>上記の技能を活かし次の功績を残した。</p> <ol style="list-style-type: none"> △△年に○○市において、◇◇の製作、□□の復元、××の据付を行った。 ○○の生産において、△△年間○○であったものを、<u>同氏の技能により</u>□□することにより、生産性が××まで向上した。 □□の生産（作業）において、◇◇することにより、安全性の確保、品質の向上、原価の節減を行った。 震災復旧・復興に際しては、○○復旧工事に際し、部品製作に参加し、××日間で△△を完成させた。 			
技能後継者としての将来性	<ol style="list-style-type: none"> ○○事業所の△△グループの若手リーダーとして、××を行い、職場の効率的な業務遂行に努めている。 ○○業務に関する□□資格を取得し、業務上有効に活用し、また、他の若手技能者の目標となっている。 ○○技能士会の青年部の中心となって、△△の面で□□を務め、団体の円滑な運営に寄与している。 ○○業界における後継者の中核となって、率先して△△の活動をしている。 			
模範性	<ol style="list-style-type: none"> 常に△△の技能の研鑽に努め、その真摯な作業態度は他の模範である。 ○○においても、協調性、責任感、指導力、計画性など優れている。 ○○に関して、平成△△年に□□から表彰された。 			
現役性	有する技能に関連した職種における1日平均の就業時間			7時間45分
	<ul style="list-style-type: none"> △△作業（1日〇時間程度）や、□□作業（1日×時間程度）に従事している。 			

★抽象的な表現の繰り返しは避け、出来るだけ具体的に分かりやすく記載してください。

3 卓越した技能者の表彰（現代の名工）について【厚生労働大臣表彰】

① 卓越した技能者の表彰

卓越した技能者を厚生労働大臣が表彰するもので、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適性に応じ、誇りと希望を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的としています。

本手続きは、兵庫県知事から厚生労働大臣に推薦する候補者を募集するものです。全国的な規模の事業を行う事業団体等及び一般の方からの推薦は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

＜被推薦者の要件＞

次の要件すべてに該当する方

(要件をすべて満たしていることを確認した上で推薦してください。)

※ 団体・事業所から県に推薦できるのは、同一職種（職種(2)）につき1名です。

ただし、被推薦者が別表に定める職業部門のうち、22部門の推薦を希望する場合は、1部門から21部門のいずれかの部門に加えて、22部門に推薦することができます。

また、1部門から21部門のいずれかの部門に該当する場合でかつ、1つの職種について、女性又は障害者手帳の交付を受けた者（22部門）をそれぞれ1名推薦する場合には、当該職種は3名まで推薦できます。

- 1 技能の程度が卓越しており、当該技能において国内で第一人者と目されていること。
 - ・全国技能グランプリ、技能五輪全国大会、または全国アビリンピック上位入賞者、もしくは技能に関する広域の業界団体からの表彰受賞者など
- 2 推薦日現在において、現役の技能者として兵庫県内で就業していること。
 - ・現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者
 - ・職業訓練指導員として、事業内職業訓練又は公共職業訓練において、当該卓越した技能について、実技指導を行っている場合等を含む
 - ・就労継続支援A型事業所の利用者は、表彰対象とはならない
- 3 就業を通じて、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。
 - ・後進技能者の技能の指導又は教育に携わり、技能者の育成に寄与した者
 - ・技能に関する工夫または改善等によって生産性を向上させた者
- 4 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。
 - ・推薦日以前において禁錮以上の刑に処せられたことのない者
- 5 被推薦者の推薦に係る技能に関し叙勲若しくは褒章を受章又は受章予定がないこと。
 - ・長年のボランティア活動や人命救助など被推薦者の技能とは異なる理由で、叙勲又は褒章を受章又は受章予定がある者は推薦の妨げにはならない
- 6 （22部門のみ）障害者手帳の交付を受けた者であること。
 - ・身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ・療育手帳の交付を受けている者
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

+ 兵庫県技能顕功賞を受賞していること（22部門を除く）

＜推薦から表彰までの流れ＞

- ア 推荐団体・事業所が兵庫県知事に推薦
イ 選考のうえ兵庫県知事が厚生労働大臣に推薦
ウ 職業部門別審査及び総合審査を経て厚生労働大臣が決定
エ 表彰
 - ・受賞者：全国で概ね150名
 - ・表彰式の場所：東京都内
 - ・受賞者には、厚生労働大臣から、表彰状、卓越技能章及び褒賞金が授与される
 - ・受賞者の住所・氏名等を記者発表する

② 推薦手続

推 薦 者	<p>推薦者とは、県内の市町長、技能者団体代表者、産業団体代表者、経済団体代表者、事業所代表者で、兵庫県知事に推薦書類を提出する者をいいます。</p> <p>推薦者は、被表彰候補者が、卓越した技能者表彰（P13）の要件を具備していることを確認し、推薦書類を提出してください。</p>														
推薦受付期 間	令和6年2月1日（木）～2月29日（木）														
	<p>《留意事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 推薦書類は、<記載要領>（P.16～）をよく読んでから作成してください。 被表彰者の選考は、提出された推薦書類のみによって行われますので、分かりやすく選考者にアピールする文章及び資料とするよう心がけてください。 推薦書類は、パソコンで作成し、<u>原紙1部と電子データ</u>にて提出してください。 書類は全てA4片面出力とし、ホチキス・パンチ等はせず、クリップ止めし、クリアファイルに入れて提出してください。 動画は電子媒体（CD-R, DVD, USBメモリ等）に格納の上、提出してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">書 類</th><th style="text-align: center;">部 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">① 調書（1）（2） ※ 調書（2）に収まらないときは、調書（3）、（4）まで記載できます。</td><td style="text-align: center;">1部 【1～21部門】（様式3の1） 【22部門】（様式3の4）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">② (本人による)申立書</td><td style="text-align: center;">1部 (P57 様式)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">③ 作品・作業風景の写真 ※ A4版紙面片面10枚以内に貼り付けたもの ※ 作品及び作業風景の写真（目線は避ける）を可能な限り複数枚添付し、作業状況の説明を付して下さい。 ※ 本人と分かる直近1年以内（令和5年4月1日以降）の作業風景を1枚以上入れること。</td><td style="text-align: center;">1部 (様式4)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">④ 専門用語集 ※ 全てふりがな及び簡単に分かる説明を付してください。</td><td style="text-align: center;">1部</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤ 住民票 ※ 本人のみ、本籍地記載有り、個人番号（マイナンバー）の記載無しのもの。</td><td style="text-align: center;">1部</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥ その他の添付資料（返却を要しない資料） (ア) 添付資料は縮小・拡大コピーするなどしてA4版サイズに統一し、必要最小限の分量にしてください。 (イ) 被表彰候補者の功績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事などの写しを添付してください。 (ウ) 製作物などの発明、考案、改善、改良については、改良前と改良後の比較をなるべく数量的に表現し、分かりやすい説明書、図面、写真などを添付してください。 (エ) 特許、実用新案等の資料については、発明者名（共同の場合は、担当分野を明確に）、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料を添付してください。 (オ) <u>兵庫県技能顕功賞の写し</u> ※22部門にのみ推薦の場合は不要 (カ) 表彰、免許・資格等、技能検定、高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスター、技能グランプリ等入賞歴等を記入した場合は、<u>当該事跡を明らかにする書類の写し</u>を添付してください。 (キ) 調書に記載した歴・資格等の並び順に合わせ、PDF形式で1つのファイルに統合し提出してください。</td><td style="text-align: center;">各1部</td></tr> </tbody> </table>	書 類	部 数	① 調書（1）（2） ※ 調書（2）に収まらないときは、調書（3）、（4）まで記載できます。	1部 【1～21部門】（様式3の1） 【22部門】（様式3の4）	② (本人による)申立書	1部 (P57 様式)	③ 作品・作業風景の写真 ※ A4版紙面片面10枚以内に貼り付けたもの ※ 作品及び作業風景の写真（目線は避ける）を可能な限り複数枚添付し、作業状況の説明を付して下さい。 ※ 本人と分かる直近1年以内（令和5年4月1日以降）の作業風景を1枚以上入れること。	1部 (様式4)	④ 専門用語集 ※ 全てふりがな及び簡単に分かる説明を付してください。	1部	⑤ 住民票 ※ 本人のみ、本籍地記載有り、個人番号（マイナンバー）の記載無しのもの。	1部	⑥ その他の添付資料（返却を要しない資料） (ア) 添付資料は縮小・拡大コピーするなどしてA4版サイズに統一し、必要最小限の分量にしてください。 (イ) 被表彰候補者の功績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事などの写しを添付してください。 (ウ) 製作物などの発明、考案、改善、改良については、改良前と改良後の比較をなるべく数量的に表現し、分かりやすい説明書、図面、写真などを添付してください。 (エ) 特許、実用新案等の資料については、発明者名（共同の場合は、担当分野を明確に）、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料を添付してください。 (オ) <u>兵庫県技能顕功賞の写し</u> ※22部門にのみ推薦の場合は不要 (カ) 表彰、免許・資格等、技能検定、高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスター、技能グランプリ等入賞歴等を記入した場合は、 <u>当該事跡を明らかにする書類の写し</u> を添付してください。 (キ) 調書に記載した歴・資格等の並び順に合わせ、PDF形式で1つのファイルに統合し提出してください。	各1部
書 類	部 数														
① 調書（1）（2） ※ 調書（2）に収まらないときは、調書（3）、（4）まで記載できます。	1部 【1～21部門】（様式3の1） 【22部門】（様式3の4）														
② (本人による)申立書	1部 (P57 様式)														
③ 作品・作業風景の写真 ※ A4版紙面片面10枚以内に貼り付けたもの ※ 作品及び作業風景の写真（目線は避ける）を可能な限り複数枚添付し、作業状況の説明を付して下さい。 ※ 本人と分かる直近1年以内（令和5年4月1日以降）の作業風景を1枚以上入れること。	1部 (様式4)														
④ 専門用語集 ※ 全てふりがな及び簡単に分かる説明を付してください。	1部														
⑤ 住民票 ※ 本人のみ、本籍地記載有り、個人番号（マイナンバー）の記載無しのもの。	1部														
⑥ その他の添付資料（返却を要しない資料） (ア) 添付資料は縮小・拡大コピーするなどしてA4版サイズに統一し、必要最小限の分量にしてください。 (イ) 被表彰候補者の功績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事などの写しを添付してください。 (ウ) 製作物などの発明、考案、改善、改良については、改良前と改良後の比較をなるべく数量的に表現し、分かりやすい説明書、図面、写真などを添付してください。 (エ) 特許、実用新案等の資料については、発明者名（共同の場合は、担当分野を明確に）、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料を添付してください。 (オ) <u>兵庫県技能顕功賞の写し</u> ※22部門にのみ推薦の場合は不要 (カ) 表彰、免許・資格等、技能検定、高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスター、技能グランプリ等入賞歴等を記入した場合は、 <u>当該事跡を明らかにする書類の写し</u> を添付してください。 (キ) 調書に記載した歴・資格等の並び順に合わせ、PDF形式で1つのファイルに統合し提出してください。	各1部														

	<p>⑦ 動画</p> <p>【1～21部門】 推薦書類の調書のうち、当該調書の参考として、動画による補足が必要な場合に限り、推薦者の作業状況（工程、技能に係る作業）を撮影した<u>3分以内の動画の提出が可能</u>です。</p> <p>【22部門】 推薦書類の調書のうち、障害の特性を含めた審査をするため、被推薦者の作業状況（作業風景、工程、技能に係る作業）を撮影した<u>5分以内の動画を原則提出</u>してください。</p> <p>録画形式はMP4形式（画質：720p程度若しくはそれ以下）とし、最小限の内容とすること。</p>	1本
	⑧ (該当者のみ) 氏名等に含まれる外字等の画像データ	1部
	⑨ (22部門に推薦する場合のみ) 推薦同意書	(様式7) 1部
	⑩ (22部門に推薦する場合のみ) 障害者手帳の写し	1部
	⑪ チェックリスト ※チェック表の下欄に推薦者情報等を記入してください。	(様式8の1) 1部
推薦書類 提出機関	推薦書類は推薦者の所在地を所管する機関（P58参照）に提出してください。 動画以外の電子データについては、各機関の組織宛メールアドレスへ送ってください。 ※なお、連合会が組織されている場合は、連合会長の推薦を受けた上で、所管する機関に提出してください。	

③ 調書記載要領

本調書は、被推薦者を審査するための基本資料となるものである。したがって、以下に留意の上、必要事項を簡潔明瞭かつ的確に所定欄に記載すること。

(留意事項)

昨年度以前の被推薦者を改めて推薦する場合、作成する推薦調書については内容や添付する写真を見直す等、過去に提出した推薦調書等と同一の内容とならないように作成されたい。

【調書1】

1. 「職業部門」欄

被推薦者が従事する職業の職種が属する本要領の別表に定める職業部門の番号を記入すること。

2. 「職種名（1）及び（2）」欄

被推薦者が従事する職種を別表に例示している職種名を参考に記入すること。

なお、職種名や部門が不明な際は以下を参照すること。

厚生労働省編職業分類（ハローワークインターネットサービス内）

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_dictionary.html

3. 「氏名」欄

住民票に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付けること。

(1) 名字と名前の間に全角スペースを1つ挿入すること。

(2) 変換できない文字または特定のフォントでしか表示できない文字については、常用漢字等、一般的に使用されている文字に置き換え、「氏名・現就業先事業所名の外字」欄にその旨明記すること。また、その際は文字の画像データを調書とは別に添付すること。

(3) 雅号等での表彰は受け付けないため、雅号等は記入しないこと。

良い例：厚労 太郎（名字と名前の間に全角スペースが1つ）

悪い例：厚労太郎（スペース無し）、厚労 太郎（スペースが2つ以上）、

厚労 太郎（スペースが半角）、厚 労 太 郎（名字と名前の間以外にもスペース）

氏名・現就業先事業所名の外字等記載例：「藤」は草冠が「十」のように離れた字、「刃」は「の」のように突き出る字、「◎」の字は「〇」の字の偏が～～となつた字（フォント「△△」で表示可能）等

4. 「生年月日」欄

住民票に記載されている生年月日を「元号〇〇年〇〇月〇〇日」の形式（数字は半角）で記入すること。

5. 「障害名・障害程度」欄（22 部門のみ）

被推薦者の障害者手帳に記載されている障害名及び障害程度をプルダウンから選択すること。

【知的障害の場合の障害による程度の区分の入力方法】

- (1) 「療育手帳による程度の区分」の入力について、療育手帳等で次の記載が確認される場合は「A」を選択すること（Ⓐ、A、A1、A2、A3、1 度、2 度、A 重、A 中、A 2a、A 2b、A 最重度、A 重度）。それ以外は「B」を選択すること。
- (2) 療育手帳による程度の区分が「B」のうち、地域障害者職業センターが行う重度知的障害者判定を受け、判定書が交付された者は、「重度知的障害者判定による重度判定」のうち当てはまる判定を選択すること。

6. 「現住所」欄

郵便番号、現住所及び電話番号を略さずに記入すること。住民票の住所と実際に居住している居所が異なる場合は、居所を記入すること。

7. 「就業地」欄

- (1) 「事業所名」欄の上段には、雇用されている場合にあっては雇用事業所名を、自営している場合にあっては屋号等をそれぞれ省略等せず正確に（法人格を省略する、または「株式会社」を「(株)」などと表記しないこと）、下段には、拠点名等（例：「○○工場」「○○支店」「○○営業所」など）があれば記載すること。
- (2) 「所在地」欄には、郵便番号、所在地及び電話番号を略さずに記入すること。
- (3) 令和6年 11 月 1 日以前に就業地が変更となることが推薦時に確定している場合はカッコ書きで「(○月○日より変更予定)」などと明記すること。また、推薦後に就業地が変更となつた場合は速やかに連絡すること。
- (4) 「事業所全体の従業員数」欄における人数には、被推薦者も含めた人数を記載すること。（例えば、就業者が被推薦者のみという事業所の場合は、0名とはならず、1名となる。）

8. 「職歴」欄

(1) 「職歴」欄

- ア 就業先事業所の名称、職務内容、地位及び役職等を順番に記入すること。
- イ 団体歴、公職歴、家業手伝い、学生時代のアルバイト、推薦を受ける技能と関係の無い職種に従事していた期間は記入しないこと。
- ウ いわゆる企業内学校において、推薦を受ける技能と直接関係がある職種の訓練を受けた期間は職歴となること。
- エ 令和6年 11 月 1 日以前に就業地が変更となることが推薦時に確定している場合は、7. 就業地欄と同様にカッコ書きで「(○月○日より変更予定)」などと明記すること。

(2) 「在職期間」欄

その職の始期及び終期を記入すること。

なお、現職については、令和6年 11 月 1 日をもって終期とすること。

(3) 「在職年月数」欄

月単位で計算した在職年月数を記入すること。

9. 「表彰歴」欄

(1) 技能に関連して被推薦者本人が表彰を受けたもののみについて、表彰の概要及び取得年月を記入すること（表彰を証する書面の写しを全て添付すること）。

(2) 技能に関連する表彰でない、「感謝状」「永年勤続表彰状」等は記入しないこと。

10. 「免許・資格等」欄

(1) 免許、資格、特許、実用新案等を有する者については、当該免許等の概要及び取得年月を入すること（免許等を証する書面の写しを全て添付すること）。

(2) 本表彰と関連がない、「普通自動車運転免許」等は記入しないこと。

11. 「大会入賞歴等」欄

(1) 高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスターに該当する場合は、認定された年度、業種、職種を記入すること（認定を証する書面の写しを全て添付すること）。

(2) 技能グランプリ入賞歴、技能五輪国際大会入賞歴、技能五輪全国大会入賞歴がある場合は、開催回、参加職種、順位を記入すること（入賞を証する書面の写しを全て添付すること）。

12. 「技能検定」欄

該当する場合は、技能士の名称（○級○○技能士）と取得年月を記入すること（技能士証の写しを全て添付すること）。なお、級は一級、二級等のように漢数字で表記し、単一級の場合は「单一級○○技能士」と記入すること。

【調書2】

調書（2）の「卓越した技能の概要」欄について、1葉で記入することが困難な場合は、調書（3）を2葉まで追加して記載することとして差し支えない。

1. 「過去5年の推薦回数」欄

被推薦者が、過去5年において卓越した技能者の表彰について厚生労働大臣に推薦された年度を記入するとともに、その推薦回数の合計を記入すること。

なお、被推薦者が過去5年で初めて推薦される場合は計0回と記入すること。

2. 「推薦順位等」欄

(1) 「選考対象者総数」欄（一般推薦の場合は不要）

ア 被推薦者の推薦に当たり、実際に推薦者が選考の対象とした全ての員数を記入すること。

イ 推薦可能性のある潜在的的人数を記載するなど、実際には選考してない者は計上しないこと。

(2) 「推薦総数」欄（1人のみ推薦の団体および一般推薦の場合は不要）

選考対象者総数の内数であって被推薦者の全部門における総数を記入すること。

(3) 「推薦順位」欄（1人のみ推薦の団体および一般推薦の場合は不要）

被推薦者の全部門における推薦順位を記入すること。

3. 「推薦者及び推薦理由」欄

(1) 推薦者、推薦団体及び賛同者の住所、電話番号、名称（又は氏名）及びその推薦理由を記すこと。

(2) 推薦者については、都道府県推薦の場合は都道府県知事名、団体推薦の場合は団体の長の氏名とすること。

ただし、空席時等やむをえない場合は職務代行者であることを明記した上で職務代行者名を記入すること。

(3) 都道府県知事推薦の1位の者に関しては、他の候補者と比較して最上位とした理由についても併せて記入すること。

4. 「卓越した技能の概要」欄

技能者表彰審査委員が具体的に評価する欄として、その卓越性を的確に把握し、評価できるよう具体的かつ分かりやすく詳細に記載すること。

また、用語等については、全てふりがな及び簡単にわかる説明（様式5 専門用語集）を付すこと。

(1) 「技能の概要」欄

ア 関連する他の資料および動画に合わせて、被推薦者の従事する職種、技能の水準、範囲、特徴又は他の技能者との比較等の観点から卓越した技能を有するものであることが判定できるよう、特に技能の質的な面を中心に具体的に記入すること。

イ 記述に当たっては、客観性（どのように優れているのか数値で表す等）、明確性（改善実績における本人の技能の関わりの明示等）に心がけること。

なお、被推薦者の功績・経験が中心となっているケースが見られるので注意すること。

ウ 雅号等を有する者については、その雅号等を本欄に記載しても差し支えないが、雅号での表彰は受け付けないため、氏名欄には記入しないよう留意すること。

(2) 「功績・貢献の概要」欄

関連する他の資料に合わせて、その者が当該技能をもって製作又は建造等をしたもので、当該被推薦者の技能の程度の判断に資するとともに、企業、産業界及び社会に対する貢献度等において高く評価されているような事績を具体的に記入すること。

(3) 「後進指導育成の概要」欄

被推薦者が後進の指導・育成に当たった方法、対象及び範囲等を具体的に記入すること。

(4) 「現役性」欄

被推薦者が現役の技能者であるかを確認するため、その者の有する技能に関連した職種における1日平均の就業時間又は、その者の有する技能に関連した職種に専ら就業しているか否か等を具体的に記入すること。

④ 調書作成上の留意点

【調書】

作成した文書が以下の事項に該当する場合は、それぞれの留意点を踏まえ修正すること。

1 表現が客觀性に欠ける（可能な限り具体的な数値を用いて記載）

（例）「非常に優れている」

どの点がどのように優れているのか、エビデンス（数値等）、技術の緻密さ・工夫箇所等分かりやすく記載する。

（例）「短時間で加工できる」

「通常3時間かかる加工を1時間でできる」等の表現とする。

（例）「精度が向上した」

「標準公差 $\pm \mu m$ が $\pm \triangle \mu m$ に向上した」等の表現とする。

2 作業現場、共同作業による場合、その実績における本人の関わりが不明確

製造過程の担当部門、グループ作業、大型製品等の場合、本人が携わっている部分について、個人の技能に特化しつつ、どのように関わっているのか具体的に記載する。

3 技能・功績の実績内容が、技術的要素のみ

卓越した技能を有する者であることが判断できるよう、特に技能の質的な面を中心にわかりやすく記載する。

4 製品やサービスの紹介のみで、技能の関与が不明確

その製品の製作過程又はサービスの提供過程のどの部分で、本人の技能が活かされたかを明確にする。

5 地場産業における活躍に限定され、技能の相対的レベルが掴みにくい

全国の候補者の中から選定することから、全国レベルで見た場合、他の技能者と比較してどの程度優れているのか記載する。

地域に限定されるような性質の技能で、全国レベルの評価が難しい場合には、その地域における地場産業及び地域活動における貢献内容について記載する。

【専門用語集】

専門的・技術的分野に関する用語名、ふりがな及び解説を付したものとし、解説が必要な用語が全提出書類中に1つも無い場合は「無し」と記入し提出する。

ただし、その場合は本当に解説が必要な用語が1つも無いかよく確認する。

【写真】

1 添付されている写真が少ない又は不鮮明

写真は、被推薦者の製作した製品や作業風景を視覚的に確認し、調書を補完し、審査の一助として被推薦者の能力や技術を明確に審査員が判断できるよう添付するものである。このため、被推薦者の技能レベルや実際の作業風景・作品等が分かる大きくて鮮明なものを可能な限り複数枚添付する。

2 写真に対する解説文章の記載

作業風景や作品の写真において、どのように被推薦者の卓越した技能が発揮されているか簡潔明瞭に可能な限り記載する。

3 本人と分かる直近1年以内の作業風景の写真を1枚以上添付

現役性の有無を確認するため、客観的に本人と分かる者が作業している直近1年内（令和5年4月1日から令和6年3月29日まで）に撮影された写真を1枚以上添付する。

また、同期間における作品・製品等の写真を1枚以上添付する。製作期間が長く、同期間における作品・製品等が無い場合は最新のもので可とする。特に、商品として販売している場合は、現在も継続して販売しているものとする。

全ての写真が「作業の状況が手元のみの写真」、「複数人の写真」、「後ろ姿の写真」など本人と確認しづらい写真とならないように留意し、複数人が写っている場合は、どれが本人か分かるようにする。

4 技能や功績が確認できない写真が添付されている

単なる集合写真等、被推薦者の持つ技能や功績が確認できない写真は添付しない。

【その他資料】

被推薦者に係る技能の程度及び功績を確認することのできる資料等については、以下のような書類を追加添付することができる。必要最小限の分量を登録するとともに、本人の作品や製品及び製作に使用した素材などは送付しない。

1 新聞記事等

本人の実績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等、該当部分を抜粋し添付する。

2 説明書、図面等

本人の製作物、発明、考案又は改善等に関する説明書、図面等。改良前後の比較をなるべく数量的に表現し、分かりやすくする。

3 特許、実用新案等の資料

特許、実用新案等については、発明者名、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料（例：公開特許公報など）の写しを添付する。共同の場合は、本人の担当分野を明らかにする。

4 表彰、職業能力検定等に係る資料

表彰歴、免許・資格等の取得歴（訓練指導員免許の取得、技能検定委員の委嘱等を含む。）、技能検定、高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスター、技能グランプリ等各種競技大会の入賞歴等を記入した場合には、当該事績を明らかにする書類の写しを漏れなく全て添付する。

⑤ 調書 記載例

記載例:都道府県

(様式3の1)

調書(1) 都道府県

令和6年11月1日 現在

都道府県番号	0	推薦都道府県名	職業部門番号	5	職種名(1)	職種名(2)	氏名・現就業先事業所名の外字
		○○県			電子応用機械器具組立工	電子計算機組立工	例:「藤」は草冠が「十」のように離れた字、「刃」は「𠂇」のように突き出る字、「○」の字は「〇」の字の偏が「～」となった字(フォント「△△」で表示可能)等

推薦都道府県名欄、都道府県番号欄
ブルダウンから推薦都道府県名を選択すること。
選択した都道府県に対応する番号が自動で都道府県番号欄に挿入される。

職業部門番号欄、職種名(1)(2)欄
「別表」第1部門～第21部門を参考に職種を記入する。

氏名・現就業先事業所名の外字欄
被推薦者の氏名・現就業先事業所名に変換できない文字または特定のフォントでしか表示できない文字がある場合、必ずここに記載する。

ふりがな	ぎのう しゅういち	性別	男
氏名	技能 秀一		
生年月日	昭和31年12月10日	年齢	67

氏名・ふりがな・性別欄

住民票に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付け、名字と名前の間に全角スペースを1つ挿入する。

性別欄は住民票に記載されている性別をブルダウンから選択する。

生年月日・年齢欄

生年月日を入力すると和暦に変換される。
入力は和暦の場合「年号(昭和、平成、令和) yy年mm月dd日」、「年号(S,H,R) yy.mm.dd」(ドット区切り)または「年号(S,H,R) yy/mm/dd」(スラッシュ区切り)、西暦の場合「yyyy/mm/dd」(スラッシュ区切り)のように入力すること。

「年齢」欄は生年月日を正しく入力すると自動で挿入される。
○「S15.10.9」「S15/6/23」「1943/2/25」「昭和39年12月13日」
×「1940.7.7」「1942.6/18」「昭15年10月24日」→エラーとなる

現住所

〒 000-0000

都道府県 ○○県

市区町村 ○○市○○町○丁目○-○

○○マンション○○号室

TEL 000-000-0000

現住所欄

被推薦者の現住所および電話番号を省略せずに記入する。

住民票の住所と実際に居住している居所が異なる場合は、居所を記入する。

職歴欄

就業先事業所の名称、職務内容、地位及び役職等を順番に記入すること。団体歴、公歴、家業手伝い、学生時代のアルバイト、推薦を受ける技能と関係の無い職種に従事していた期間は記入しない。ただし、いわゆる企業内学校において、推薦を受ける技能と直接関係がある職種の訓練を受けた期間は職歴となる。

現役の職歴は最後に「として現在に至る」と記入する。

職歴

在職期間(年月日)

在職年月数

△△電機(株) 第二製造部○○課に電機工として就職	S49.4.1	～	S51.3.31	2年0月
○○電機(株) ○○工場 第一製造部○○課に電子機器組立工として就職	S51.4.1	～	H3.3.15	14年11月
同 主任	H3.3.16	～	H11.9.30	8年6月
同 ○○長	H11.10.1	～	H26.3.31	14年6月
同 ○○長として現在に至る	H26.4.1	～	R6.11.1	10年7月
		～		

事業所全体の従業員数欄

被推薦者も含めた人数を半角数字で入力する。就業者が被推薦者のみの場合は、0ではなく1を入力する。

在職期間(年月日)・在職年月数欄

上記「生年月日」欄と同様に在職期間を正しく入力すると和暦に変換され、「在職年月数」欄に在職年月数が自動で入力される。

就業先

事業所名① ○○電機 株式会社

事業所名② ○○工場

事業所全体の従業員数 120人

所在地

〒 000-0000

都道府県 ○○県

市区町村 ○○市○○町○○○-○

TEL 000-000-0000 (内線****)

就業先欄

事業所名①欄には、雇用事業所名を、自営の場合は屋号等を省略せず正確に記入する(法人格を省略したりしないこと)。

事業所名②欄には、拠点名があれば記載する。

(例:「○○工場」「○○支店」「○○営業所」)

また「所在地」欄には、郵便番号、所在地及び電話番号を略さずに記入する。

令和6年11月1日以前に就業地が変更となることが推薦時に確定している場合は「(○月○日より変更予定)」と記載する。

なお、推薦後に就業地が変更となった場合は速やかに連絡する。

職期間 計 50年6月

職期間 計 50年6月

表彰歴	表彰の種類	表彰の概要	取得年月
	大臣表彰	第〇回〇〇技能競技全国大会（〇〇の部）〇〇大臣表省	HO年〇月
	知事・行政機関の局長表彰	卓越技能者〇〇県知事表彰：〇〇に係る卓越技能について表彰	HO年〇月
	全国レベルの業界団体表彰		
		優秀技能者〇〇市長表彰：〇〇に係る優秀技能について表彰 〇〇県職業能力開発協会会長表彰：技能検定の推進貢献について表彰	HO年〇月 HO年〇月

表彰歴欄

表彰を有する場合、表彰の概要及び取得年月を記入し、表彰を証する書面の写しを全て添付すること（技能に関連して被推薦者本人が表彰を受けたもののみ記入する）。
なお、技能に無関係な「感謝状」「永年勤続表彰状」等は記入しない。
表彰の種類は、上段より順に該当項目を記載。記載箇所を誤らないようにする。
 ・「〇〇大臣賞」の場合は大臣表彰。
 ・「〇〇マイスター（〇〇知事賞）」の場合は知事・行政機関の局長表彰。
 ・「一般社団法人〇〇協会会长賞」の場合は全国レベルの業界団体表彰。

免許・資格等

職業訓練指導員免許の取得歴・技能検定委員の委嘱歴・特許を有する者については、免許・資格等の概要と取得年月を記入し、免許等を証する書面の写しを全て添付する。
なお、推薦を受ける技能と直接関係がない技能に関するものは記入しない。

免許・資格等		免許・資格等の概要	取得年月
	職業訓練指導員免許	機械科	HO年〇月
	技能検定委員	〇〇県技能検定委員（機械）	HO年〇月
	特許	特許123456 「〇〇用装置の考案」	HO年〇月

大会入賞歴等欄

高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスターに該当する場合は、認定された年度（元号アルファベット+数字）、業種、職種を記入し、認定を証する書面の写しを全て添付する。
技能グランプリ入賞歴、技能五輪国際大会入賞歴、技能五輪全国大会入賞歴がある場合は、開催回、参加職種、順位を記入し、入賞を証する書面の写しを全て添付する。

技能検定欄

該当する場合は、技能士の名称（〇級〇〇技能士）と取得年月を記入し、技能士証の写しを全て添付する。級は一級、二級等のように漢数字で表記し、単一級の場合は「单一級〇〇技能士」と記入する。

大会入賞歴等	認定年度	業種	職種	技能検定	技能士の名称	取得年月
	高度熟練技能者				一級電気機器組立技能士	HO年〇月
	ものづくりマイスター	H28	〇〇職種		一級制御盤組立技能士	HO年〇月
	全技連マイスター					
		開催回	参加職種			
	技能グランプリ					
	技能五輪国際大会入賞歴	〇回	機械職種		〇位	
	技能五輪全国大会入賞歴					

調書（2）都道府県

記載例：都道府県

(様式3の1)

都道府県番号	都道府県名	職業部門	職種名(1)	職種名(2)	ふりがな	ぎのう しゅういち
0	○○県	5	電子応用機械器具組立工	電子計算機組立工	被推薦者氏名	技能 秀一

都道府県番号欄ほか
調書1に記載したものが
自動で反映。

過去5年の推薦回数欄
過去5年において被推薦者が卓越した技能者の表彰について厚生労働大臣に推薦された年度及び推薦合計回数を記入する。
なお、過去5年で初めて推薦される場合は計0回と記入する。

推奨者の記入は
不要です。
推奨理由欄は記入
してください。

推奨者及び推奨理由欄
推奨者の所在地または住所、電話番号及びその推奨理由を記入する。推奨者氏名は、都道府県知事名とするが、空席時等やむをえない場合は職務代行者であることを明記し、職務代行者名を記入する。
都道府県知事推薦の1位の者に関しては、他の候補者と比較して最上位とした理由も併せて記入する。

○○県知事 ○○ ○○
(推薦理由)
電子分野の試作品製作における「はんだ付け」を始め、試作品の完成されるまでに必要な電子回路技術、組付技能、計測・評価技能などの電子機器組立に関する技能に卓越している。その技能を活かして、宇宙産業機器や自動車用電子制御製品、ITS製品などの多くの試作を担当し、製品化まで導いた。また、幾多の改善による生産性及び品質の向上や、職場安全に寄与するとともに、多くの後進技能者の指導・育成に貢献した。以上のことから本被推薦者は、電子機器組立に関する優れた技能を伝承するなど、多くの実績があり、県1位として推薦する。

卓越した技能の概要欄

「卓越した技能の概要」欄に記載の各項目を参照の上、記入する。ただし、一葉で記入することが困難な場合は、調書（3）（4）まで記載して差し支えない。

推薦順位等欄

- 選考対象者総数欄…推薦に当たり、被推薦者とならなかった者も含め選考の対象とした全人の人数を記入する。なお、厚生労働大臣への推薦に当たり、管轄の市区町村、商工関係機関又はその他の団体等に推薦を依頼した上で候補者の選定を行っている場合は、当該推薦人数を記載し、潜在的人数を記載するなど、過大な人数を記入しないように留意する。
- 推薦総数欄…被推薦者の全部門における総数を記入する。
- 推薦順位欄…被推薦者の全部門における推薦順位を記入する。

卓越した技能の概要

技能の概要	功績・貢献の概要	後進指導育成の概要	現役性
<p>電子分野の試作品製作に長年從事して培った知識・技能を有しており、特に下記の技能に優れている。</p> <p>1. 高信頼性を保障する組立技能 電子機器組立の「はんだ付け」技能と、振動を考慮した組立技能を修練し、その経験と研究から、信頼性の高い工法や工程を生み出したその技能は、ハイブリッド車や燃料電池車に搭載されている電子制御製品の試作でも基礎となっており、現在は幅広く標準化されている。</p> <p>2. プリント板アートワーク技能 電子製品の試作では、小型軽量化が重要課題とされ、その完成度はプリント基板の部品実装密度に大きく左右される。の中でもプリント板のアートワーク作業において、これまで培った優れたノウハウをベースに創意工夫と研究を重ね、新たなアートワークの工法を生み出した。それは現在標準化され、多くの電子製品の試作に適用されている。</p>	<p>1. 宇宙産業機器への貢献 人工衛星搭載用の低振動モータと宇宙環境測定装置の製作において、米国航空宇宙局の要求基準をクリアし、製品化を実現した。この技能は、現在運用中の国際宇宙ステーションの実験モジュール内で使用する真空ポンプ用コントローラの製造にも用いられ、宇宙産業事業の拡大に貢献した。</p> <p>2. モータースポーツ活動への貢献 エンジン性能の向上を目指したエンジン制御用コンピュータの試作と量産に取り組んだその結果、高性能な電子部品の組付品質の向上に貢献した。</p> <p>現在、この工法は標準化され、試作品の組立工法として広く活用されることとなった。</p>	<p>1. 電気・電子関係の国家検定に実技指導員として活躍し、これまでに〇〇名を合格させ、〇〇県技能競技大会において1位入賞者〇〇名を輩出した。</p> <p>2. 技能五輪大会出場者の指導を通じ、工場よりこれまでに〇〇人を全国大会に出場させた。大会では1位入賞〇〇名の成績を獲得させると共に〇〇年の国際大会でも1位入賞を果たせる等、高い指導能力を発揮した。</p> <p>3. 技能検定補佐員として〇〇年にわたり尽力し、〇〇年から検定委員として、検定（電子機器・配電盤組立）の運営に貢献し、現在も県技能検定専門委員として活躍している。</p>	<p>技能五輪選手を指導する後進の指導員や技能五輪選手の指導・現場管理に尽力している。また、自ら電子機器組立工として、訓練課題の作製作業に日々従事している。</p> <p>現在従事している業務内容とその内訳は次のとおりである。</p> <p>就業時間〇時間</p> <ol style="list-style-type: none"> 新規課題の検討及び仕様書類の作製（〇時間） 指導方法や訓練内容の検討及び改善（〇時間） 職場内の巡回と指導員や選手への指導・教育（〇時間）

卓越した技能の概要欄
上記の記載は、参考に記載したものであり、記載の分量は例によらず具体的かつわかりやすく詳細に記入すること。

記載例:都道府県

調書(1) 都道府県 (22部門)

令和6年11月1日 現在

都道府県番号	0	推薦都道府県名	職業部門番号	22	職種名(1)	職種名(2)	
		○○県			汎用金属工作機械工	マシニングセンタオペレーター	

推薦都道府県名欄、都道府県番号欄

ブルダウンから推薦都道府県名を選択すること。

選択した都道府県に対応する番号が自動で都道府県番号欄に挿入される。

職業部門番号・職種名(1)

(2) 欄

「別表」第1部門～第21部門を参考に職種を記入する。

氏名・現就業先事業所名の外字欄

被推薦者の氏名・現就業先事業所名に変換できない文字または特定のフォントでしか表示できない文字がある場合、必ずここに記載する。

ふりがな 氏名	ぎのう ゆうこ 技能 優子	性別 年齢	女 42	生年月日 昭和56年12月17日	氏名・現就業先事業所名の外字 例: 「藤」は草冠が「十」のように離れた字、「刃」は「匁」のように突き出る字
------------	------------------	----------	---------	---------------------	--

氏名・ふりがな・性別欄

住民票に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付け、名字と名前の間に全角スペースを1つ挿入する。

性別欄は住民票に記載されている性別をブルダウンから選択する。

生年月日・年齢欄

生年月日を入力すると和暦に変換される。

入力は和暦の場合「年号(昭和、平成、令和) yy年mm月dd日」、「年号(S,H,R) yy.mm.dd」(ドット区切り)又は「年号(S,H,R) yy/mm/dd」(スラッシュ区切り)、西暦の場合「yyyy/mm/dd」(スラッシュ区切り)のように入力する。

「年齢」欄は生年月日を正しく入力すると自動で挿入される。

○「S15.10.9」「S15/6/23」「1943/2/25」「昭和39年12月13日」

×「1940.7.7」「1942.6/18」「昭15年10月24日」→エラーとなる

障害名・障害程度	障害名	有無	障害程度 第1種 第2種	障害程度 (等級)	知的障害	障害名	有無	障害程度	精神障害	障害名	有無	障害程度
	身体障害(視覚障害)					療育手帳による程度の区分						
	身体障害(聴覚障害)	○		2級								
	身体障害(音声・言語)					判定書による重複判定						
	身体障害(肢体不自由)											
	身体障害(内部障害)											

【障害程度について】

○療育手帳による程度の区分
療育手帳で次の記載が確認される場合は「A」を選択(ⒶとはA、A1、A2、A3、1度、2度、A重、A中、A2a、A2b、A最重度、A重度)。それ以外は「B」を選択。

○重度知的障害者判定による重度判定
療育手帳による程度の区分「B」のうち、地域障害者職業センターが行う重度知的障害者判定を受け、判定書が交付された者については、当てはまる判定結果を選択。

現住所

〒 000-0000

都道府県 ○○県

市区町村 ○○市○○町○丁目○-○

○○マンション○○号室

TEL 000-000-0000

現住所欄

被推薦者の現住所および電話番号を省略せずに記入する。

住民票の住所と実際に居住している居所が異なる場合は、居所を記入する。

職歴欄

就業先事業所の名称、職務内容、地位及び役職等を順番に記入する。団体歴、公職歴、家業手伝い、学生時代のアルバイト、推薦を受ける技能と関係の無い職種に従事していた期間は記入しない。ただし、いわゆる企業内学校において、推薦を受ける技能と直接関係がある職種の訓練を受けた期間は職歴となる。

また、「係長」等の役職についていない場合であっても、職場において指導する担当になった際は、記載する。

現役の職歴は最後に「～現在に至る」と記入する。

職歴	在職期間（年月日）		在職年月数
(株) ○○工業○○支部第二製造部○○課に電機工として就職	H8. 4. 1	～	H27. 3. 31
(株) ○○工業○○支部第二製造部××課に配置転換	H27. 4. 1	～	R2. 3. 31
同課の××班の指導係員に就任し現在に至る	R2. 4. 1	～	R6. 11. 1
		～	

在職期間（年月日）・在職年月数欄

上記「生年月日」欄と同様に在職期間を正しく入力すると和暦に変換され、「在職年月数」欄に在職年月数が自動で入力される。

就業先

事業所名① 株式会社 ○○工業

事業所名② ○○支部

事業所全体の従業員数
120人

所在地

〒 000-0000

都道府県 ○○県

市区町村 ○○市○○町○○○-○

TEL 0○○-○○○○ (内線****)

就業先欄

事業所名①欄には、雇用事業所名を、自営の場合は屋号等を省略せず正確に記入する（法人格を省略したりしないこと）。

事業所名②欄には、拠点名があれば記載する。

（例：「○○工場」「○○支店」「○○営業所」）

また「所在地」欄には、郵便番号、所在地及び電話番号を略さずに記入する。

令和6年11月1日以前に就業地が変更となることが推薦時に確定している場合は「(○月○日より変更予定)」と記載する。

なお、推薦後に就業地が変更となった場合は速やかに連絡する。

在職期間 計 28年7ヶ月

重複期間を除く在職期間 計 28年7ヶ月

現職については、別に示す年月をもって終期とすること。

事業所全体の従業員数欄

被推薦者も含めた人数を半角数字で入力する。就業者が被推薦者のみの場合は、0ではなく1を入力する。

表彰歴欄

表彰を有する場合、表彰の概要及び取得年月を記入し、表彰を証する書面の写しを全て添付する。なお、技能に無関係な「感謝状」「永年勤続表彰状」等は記入しない。

表彰歴	表彰の種類	表彰の概要	取得年月
	大臣表彰	障害者雇用優良事業所等厚生労働大臣表彰（優秀勤労障害者）	H0年○月
	知事・行政機関の局長表彰	○○県優秀勤労障害者	H0年○月
	全国レベルの業界団体表彰		
	その他		

大会入賞歴等欄

地方アビリンピック入賞歴、技能五輪国際大会入賞歴、技能五輪全国大会入賞歴がある場合は、開催回、競技種目名、順位を記入し、入賞を証する書面の写しを全て添付する。

免許・資格等欄

免許、資格、特許、実用新案等を有する者については、当該免許等の概要及び取得年月を記入し、免許等を証する書面の写しを全て添付する。本表彰と直接関連がない「普通自動車運転免許」等は記入しない。

大会入賞歴等	大会名など	開催回	競技種目名	順位	免 許 ・ 資 格 等	免許・資格等の名称	取得年月
	国際アビリンピック						
	全国アビリンピック	第32回	機械CAD	銅賞			
	地方アビリンピック	第11回 第10回	機械CAD	金賞			

記載例:都道府県

調書（2）都道府県（22部門）

(様式3の4)

都道府県 番号	都道府県名	職業部門	職種名（1）			職種名（2）			ふりがな	ぎのう ゆうこ				
0	○○県	22	汎用金属工作機械工			マシニングセンタオペレーター			氏名	技能 優子				
障 害 名 ・ 障 害 程 度	障害名	有無	障害程度 第1種 第2種	障害程度 (等級)	知的障害	障害名	有無	障害程度	障害名	有無	障害程度			
	身体障害 (視覚障害)					療育手帳による 程度の区分	精神障害							
	身体障害 (聴覚障害)	○		2級										
	身体障害 (音声・言語)					判定書による 重度判定								
	身体障害 (肢体不自由)													
過去5年の推薦回数欄 過去5年において被推薦者が卓越した技能者の表彰について厚生労働大臣に推薦された年度及び推薦合計回数を記入する。 なお、過去5年で初めて推薦される場合は計0回と記入する。														
都道府県番号から障害名・障害程度欄まで 調書1に記載したもののが自動で反映。														
過去の5年の推薦回数			(所在地又は住所) 〒 000-0000 都道府県 ○○県 市区町村 ○○市 ○○町○-○-○○ (推薦都道府県知事名) ○○県知事 ○○ ○○			推薦者及び推薦理由欄 推薦者の所在地または住所、電話番号及びその推薦理由を記入する。推薦者氏名は、都道府県知事名とするが、空席時等やむをえない場合は職務代行者であることを明記し、職務代行者名を記入する。 都道府県知事推薦の1位の者に関しては、他の候補者と比較して最上位とした理由も併せて記入する。								
年度														
年度														
年度														
年度														
年度														
年度														
計 0 回														
推薦順位等														
選考対象者総数 30人														
推薦総数 4人														
推薦順位 1位														
推荐順位等欄 ・選考対象者総数欄…推薦に当たり、被推薦者とならなかった者も含め選考の対象とした全ての人数を記入する。なお、厚生労働大臣への推薦に当たり、管轄の市区町村、商工関係機関又はその他の団体等に推薦を依頼した上で候補者の選定を行っている場合は、当該推薦人数を記載し、潜在的人数を記載するなど、過大な人数を計上しないように留意する。 ・推薦総数欄…被推薦者の全部門における総数を記入する。 ・推薦順位欄…被推薦者の全部門における推薦順位を記入する。														
卓越した技能の概要欄 「卓越した技能の概要」欄に記載の各項目を参照の上、記入する。ただし、一葉で記入することが困難な場合は、調書（3）（4）まで記載して差し支えない。														
卓越した技能の概要														
技能の概要			功績・貢献の概要			技能の指導及び育成の概要			現役性					
1 優れた組立技能 氏は、○○の障害がありながら、機械CADをはじめとした、マシニングセンタオペレーターにかかる卓越した技能を有する。1/1000単位等非常に正確さを要するこの作業について、金属の性質や回転数を考慮しながら、他の技能者であれば、通常○○日かかるところ、氏は作業スピードのアップを図り、○○日で効率的に完成させる工夫を行い稼働率は○○%アップし、企業の業績にも大きく貢献している。また、氏の存在により定稼働がなされているといつも過言でない。			1 業界における障害がある技能者の技能向上への貢献 全国アビリンピックに機械CAD職種として3度出場し、第32回大会では銅賞を受賞するなど、業界における障害がある技能者の技能向上に多大な貢献をした。 2 社内への貢献 氏は○○社○○部門に採用され、勤続○○年従事しており、その知識と技能は、他の従業の模範となっており、周囲の従業員からも相談を受けたり、指導も行っている			1 第二製造部○○課××班における後進者指導 上記班に所属する○名の職員に対し○○業務の指導を行い、職員に豊富な知識を伝えることで、事業所内の周囲や職員の後進の育成に貢献している。 2 アビリンピックの指導 優れた技能を用いて、○○年間にわたり、機械CAD職種の指導を行ったことで、○名が全国アビリンピックに出場し、うち△名が優勝した。			第二製造部○○課××班の指導係員として日々○○業務に従事する傍ら、アビリンピックの指導を行い後進育成にも尽力している。 1日の主な作業内容及び時間は次のとおり。 1 ○○業務：○時間 2 大会指導：○時間 (大会直前期は△時間)					
卓越した技能の概要欄 上記の記載は、参考に記載したものであり、記載の分量は例によらず具体的かつわかりやすく詳細に記入すること。														

職業部門	第16部門	被推薦者氏名	技能 秀子	撮影年月日	令和5年11月3日
------	-------	--------	-------	-------	-----------

写真添付欄

直近1年以内の作業風景写真を必ず1枚以上添付する。

【注意点1】

該当職種で求められる安全面や衛生面に留意している作業風景写真を添付する。

注意点1に合致しない写真例



着帽せず、髪も束ねていない

注意点1に合致する写真例



着帽し衛生面に充分配慮していることが見て取れる

写真説明

地元の名産である〇〇を積極的に自店のメニューに取り入れて使用するなど、地産地消に努めている。また、今まで多く廃棄されてきた野菜の芯や皮を利用し、フードロスの削減にも力を入れるなど、環境面にも配慮した取り組みを行っている。

職業部門

第16部門

被推薦者氏名

技能 秀子

撮影年月日

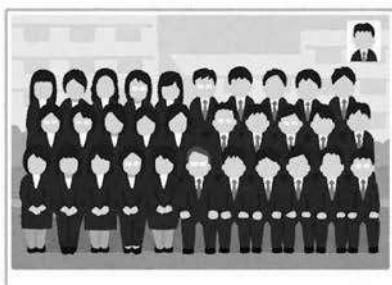
令和5年5月

写真添付欄

【注意点2】

後進指導育成を行われていることが分かる写真を添付する。

注意点2に合致しない写真例



実際、具体的にどのような指導を行ったのか分からぬ

注意点2に合致する写真例



指導風景が分かる写真がある

写真説明

〇〇小学校等、計〇校の小学校に対し、体験料理教室を実施し、技能尊重の機運醸成に貢献。

- ・包丁の持ち方や、野菜の切り方、根菜・葉物など種類によって熱の通り方に違いが出ることを説明した上で、火にかける順番を指導し、熟練した技能を実演して見せた。

職業部門	第9部門	被推薦者氏名	技能 秀雄	撮影年月日	令和5年11月3日
------	------	--------	-------	-------	-----------

写真添付欄

直近1年以内の作業風景写真を必ず1枚以上添付すること。

【注意点3】

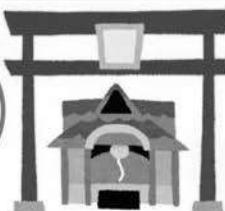
作品写真については、現役性の担保のため、直近1年以内の写真を1枚以上添付すること。

注意点3に合致しない写真例



古い作品写真しかない
(直近1年以内に撮影した作品写真がない)

注意点3に合致する写真例



直近1年以内に撮影した作品写真がある

写真説明

○○年～○○年にかけて氏が修繕に携わった○○神社。○○造りや○○伝統的な技法を用いた、○○の技術が活かされている。

職業部門

第9部門

被推薦者氏名

技能 秀雄

撮影年月日

令和5年5月

写真添付欄

【注意点4】

製品の中間で用いられる部品等を製造している場合は、最終的な制作物においてその部品がどのように使われているのか記載すること。

注意点4に合致しない写真例



最終的にどのように用いられているのか分からづらい

注意点4に合致する写真例



○○氏の製品をここで使用

最終的にどのように用いられているのか分かる

写真説明

○○神社の修繕の際に用いられた○○の部品製造に深く携わる。氏の制作した部品は、伝統的な○○造りを支える上で欠かすことの出来ないものであり、その技術の高さゆえに幾つもの伝統社寺の修繕に用いられている。

様式 7

推薦同意書（22 部門）

「卓越した技能者の表彰」の推薦の候補者は、下記事項を理解の上、同意する場合に、職業部門 22 部門での推薦が可能となります。

次の事項を確認し、推薦に同意する場合は、本人署名欄に推薦される本人が自筆で署名して下さい。

推薦受付後、候補者の中から審査が行われ被表彰者を決定しますが、厚生労働大臣による表彰式（推薦年の 11 月頃）に先立ち、推薦の際に提出された顔写真、氏名、年齢、職種、就業先の事業所名、技能功績等が新聞、テレビ等のマスメディアに公表され、報じられます。

また、障害の種類、程度等についても公表することになります。

【推薦及び表彰に係る事項の同意・署名】

「卓越した技能者の表彰」の推薦にあたり、

被表彰者に選出された場合は、顔写真、氏名、年齢、職種、就業先の事業所名、技能功績、障害の種類・程度等について、プレス発表資料、行政等の広報誌・ホームページ、表彰者名簿等に掲載されること

上記について、理解の上、同意します。

令和 6 年 5 月 2 日

被推薦者 本人署名 技能 優子

(被推薦者本人の署名が困難な場合)

被推薦者との関係

代理人署名

4 職業部門、職業分類及び職種（例示）

- 1 本表に掲げる職種(1)及び(2)は、厚生労働省編職業分類の小分類及び細分類による職種に準じた例示である。
- 2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。
- 3 被推薦者の有する技能が2職種以上に該当しているような場合は、主としてどの職種に従事しているかで判断すること。

部門	職業分類	職種（1）	職種（2）
1	1 金属材料 製造の職業	(1) 製銑工、製鋼工	①製銑工、②製鋼工、③鋳物用鉄溶解工 等
		(2) 非鉄金属製鍊工	①非鉄金属溶融炉工、②非鉄金属電解工、③半導体 材料精鍊工(多結晶シリコンなど) 等
		(3) 鋳物製造工	①鋳物工、②鋳物仕上工 等
		(4) 鍛造工	①鍛造加熱炉工、②自由鍛造工、③型鍛造工、 ④手かじ工 等
		(5) 金属熱処理工	①金属熱処理工
		(6) 圧延工	①圧延工
		(7) 伸線工	①伸線工
		(8) 金属材料検査工	①金属材料検査工、②非破壊検査工(金属) 等
		(9) その他の金属材料 製造の職業	①打貫工、②金属材料原料工、③金属焙焼工、④鉱 石焼結工、⑤粉末冶金成形工、⑥粉末冶金製品製造 工 等
2	1 金属加工 の職業	(1) 汎用金属工作機械 工	①旋盤工、②ボール盤工、③フライス盤工、④研削 盤工、仕上機械工、⑤NC 旋盤工、⑥NC フライス盤 工、⑦マシニングセンタオペレーター、⑧NC 金属 特殊加工機工 等
		(2) 板金工	①工場板金工 等
		(3) 金属研磨工	①金属手仕上工
3	1 その他の 金属加工等 の職業	(1) 金属プレス工	①プレス成形工(打抜プレス、曲プレスを除く)、 ②打抜プレス工、③曲プレス刻印工、④数値制御プレ ス工 等
		(2) 鉄工、製缶工	①建築鉄工、②造船鉄工、③製缶工 等

		(3) くぎ・ばね・金属線 製造工	①くぎ・ばね・金属線製品製造工
		(4) 金属研磨工	①金属材料・製品研磨工
		(5) 金属彫刻工	①彫金工(工芸的なものを除く)、②機械彫刻工、③腐食彫刻工、④かざり職、⑤けがき工 等
		(6) 金属製品製造工	①金属製家具・建具製造工、②治工具製造工、③金 具製造工、④金型製造工、⑤刃物製造工 等
		(7) 金属加工・溶接検 査工	①金属加工検査工 等
		(8) その他の金属加工 の職業	①ろう付工、はんだ付工、②金型取付工、③金属切 断工(刃物によるもの)、④ダイカスト工、⑤機械 解体処理工 等
	2 金属溶 接・溶断・ めっきの職 業	(1) 金属溶接・溶断工	①アーク溶接工、②抵抗溶接工、③自動溶接・溶断 機運転工、④ガス溶接工、⑤ガス切断工 等
		(2) めっき工	①電気めっき工、②めっき工(電気めっきを除く)
4	1 一般機械 器具組立・ 修理の職業	(1) 一般機械器具組立 工	①原動機組立工②金属加工機械組立工、③農業用 機械組立工、④建設機械組立工、⑤印刷・製本機械 組立工、⑥半導体液晶パネル製造装置組立工、⑦業 務用冷凍・冷蔵・空調機器組立工、⑧サービス用・ 娯楽用機械組立工、⑨機械部品組立工 等
		(2) 一般機械器具修 理・検査工	①原動機修理工、②金属加工機械修理工、③産業用 機械修理工、④生産設備保全工、⑤一般機械器具檢 查工 等
	2 計器・光 学機械器具 組立・修理 の職業	(1) 時計組立工・修 理工	①時計組立工、②時計修理工
		(2) 計量計測機器組立 工・修理工	①電気計器組立工、②計量器・測定器組立工、③計 量計測機器修理工
		(3) 光学機械器具組立 工・修理工	①カメラ組立工、②光学機械器具修理工
		(4) レンズ研磨工・加 工工	①レンズ研磨工・加工工
		(5) 他に分類されない 光学機械器具組立 工	①眼鏡(がんきょう)組立工、②顕微鏡組立工、③ 双眼鏡組立工、④測距機組立工、⑤望遠鏡組立工 等

5	1 電気機械器具組立・修理の職業	(1) 電気機械組立工	①発電機・電動機組立工、②配電盤・制御盤・開閉制御機器組立工、③電気機械部品組立工 等
		(2) 民生用電子・電気機械器具組立工	①民生用電子・電気機械器具組立工 等
		(3) 電気通信機械器具組立工	①無線・有線通信機器組立工、②テレビ・ラジオ組立工 等
		(4) 電子応用機械器具組立工	①電子計算機組立工、②電子複写機組立工 等
		(5) 半導体製品製造工	①半導体チップ製造工、②半導体組立工 等
		(6) 電球・電子管組立工	①電球・電子管組立工
		(7) 電子機器部品組立工	①電子機器用コンデンサ組立工、②プリント基盤組立工、③液晶表示部品組立工 等
		(8) 束線工	①束線工
		(9) 被覆電線製造工	①被覆電線製造工
		(10) 乾電池・蓄電池製造工	①乾電池・蓄電池製造工
		(11) 電気機械器具検査工	①電気機械器具検査工
		(12) 電気機械器具修理工	①電気機械修理工、②電気通信機械器具修理工、③電子応用機械器具修理工、④民生用電子・電気機械器具修理工 等
		(13) その他の機械組立の職業	①ICカード製造工、②記録媒体製造工、③磁気ディスク製造工、④太陽電池製造工、⑤点火プラグ製造工、⑥内燃機関電装品組立工、⑦燃料電池製造工、⑧光ディスク製造工 等
2	2 電気作業者の職業	(1) 発電員、変電員	①発電・送電員、②変電・配電員、③自家用電気係員
		(2) 送電線架線・敷設作業員	①送電線架線・敷設作業員
		(3) 配電線架線・敷設作業員	①配電線架線・敷設作業員
		(4) 通信線架線・敷設作業員	①通信線架線・敷設作業員

		(5) 電気通信設備作業員	①放送装置据付・保守作業員、②通信装置据付・保守作業員、③電話装置据付・保守作業員
		(6) 電気工事作業員	①電気配線工事作業員、②電気工事検査員、③産業用電気機械・装置据付作業員 等
6 1 輸送用機械器具組立・修理の職業等		(1) 自動車組立工	①自動車組立・ぎ装工、②自動車部品組立工
		(2) 自動車整備・修理・板金工	①自動車整備工、②自動車修理工、③自動車板金工
		(3) 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）	①航空機組立工、②鉄道車両組立工、③自転車組立工、④船舶ぎ装工 等
		(4) 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）	①航空機検査工、②鉄道車両検査工、③自転車検査工、④船舶検査工
		(5) 輸送用機械器具修理工（自動車を除く）	①航空機修理工、②鉄道車両修理工、③自転車修理工、④船舶修理工
		(6) その他の輸送用機械器具組立・検査・修理の職業	①他に分類されない輸送用機械器具組立工（自動車を除く）、②他に分類されない輸送用機械器具検査工（自動車を除く）、③他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く） 等
7 1 染色・紡糸等繊維製造の職業		(1) 紡織工	①染物・仕上工、②粗紡工、精紡工、③ねん糸工、加工糸工、④織布準備工、⑤織布工、⑥精錬・漂白工、⑦編物工、編立工、⑧フェルト・不織布製造工、⑨つな・あみ製造工 等
		(2) 繊維製品製造工	①布裁断工、②パタンナー、③ミシン縫製工（衣服以外）、④特殊ミシン縫製工（衣服以外）、⑤刺しゅう工 等
		(3) その他の繊維製品製造・検査の職業	①紡織製品検査工、②纖維製品検査工、③カンバス製品製造工、④毛皮裁断工、⑤寝具仕立工、⑥帆布製品製造工、⑦帽子製造工（布製）、⑧布団綿入工等
8 1 衣服の職業	(1) 衣服製造工	①婦人・子供服仕立職、②紳士服仕立職、③和服仕立職、④衣服修理工、⑤ミシン縫製工（衣服）、⑥特殊ミシン縫製工（衣服） 等	
9 1 建設の職	(1) 大工	①建築大工 等	

	業	(2) 型枠大工	①型枠大工 等
		(3) 鉄筋工	①土木鉄筋工、②建築鉄筋工
		(4) とび工	①建築とび工、②取りこわし作業員 等
2	土木・舗装・鉄道線路工事の職業	(1) 土木作業員	①建設・土木作業員、②舗装作業員
		(2) 鉄道線路工事作業員	①鉄道線路工事作業員
3	採鉱・碎石及びその他採掘の職業	(1) 採鉱員	①採鉱員
		(2) 石切出作業員	①石切出作業員
		(3) じやり・砂・粘土採取作業員	①じやり・砂・粘土採取作業員
		(4) ダム・トンネル掘削作業員	①ダム・トンネル掘削作業員
		(5) さく井・ボーリング機械運転工	①さく井・ボーリング機械運転工
		(6) その他の採掘の職業	①支柱員、②坑内運搬員、③選鉱員、④発破員、⑤石油採取機械運転工、⑥天然ガス採取機械運転工等
10	1 その他の建設の職業	(1) ブロック積工、タイル張工	①ブロック積工、②れんが積工、③タイル張工、④石張工
		(2) 屋根ふき工	①かわらふき工 等
		(3) 左官	①左官
		(4) 配管工	①配管工
		(5) 防水工	①防水工
		(6) 建築塗装工	①建築塗装工
		(7) 建築板金工	①建築板金工
		(8) その他の建設の職業	①熱絶縁工、②潜水作業員、③測量作業員、④水道工事検査員、⑤住宅水回り設備取付工 等
	2 建設機械運転の職業	(1) 建設機械運転工	①建設用機械車両運転工、②舗装機械運転工 等
11	1 農業の職業	(1) 植木職、造園師	①植木職、②造園師 等
12	1 窯業製品製造の職業	(1) 窯業製品製造工	①ガラス製品製造工、②れんが・かわら類製造工、③陶磁器製造工、④ファインセラミックス製品製

		造工、⑤セメント製造工、⑥コンクリート製品製造工（生コンクリートを除く）、⑦生コンクリート製造工、⑧研磨用材製造工、⑨土石製品製造工 等
	(2) 窯業製品検査工	①ガラス製品検査工 等
	(3) その他の窯業・土石製品製造の職業	①七宝工、②石灰製造工、③石こう製品製造工、④施ゆう工、⑤ほうろうがけ工、⑥窯業絵付工、⑦窯業原料工、⑧るつぼ製造工 等
2 化学製品 製造の職業	(1) 化学製品製造工	①化学繊維工、②石けん・洗剤・油脂製品製造工、③医薬品製造工、④化粧品製造工、⑤感光剤材料製造工、⑥塗料・絵具・インク製造工 等
	(2) 化学製品検査工	①化学製品検査工 等
	(3) その他の化学製品 製造の職業	①化学製品原料粉碎工、②顔料製造工、③香料製造工、④殺虫剤製造工、⑤製塩工、⑥線香製造工、⑦農薬製造工、⑧花火師 等
3 ゴム・ブ ラスチック 製品製造の 職業	(1) ゴム製品製造工	①原料ゴム加工工、②ゴム製品成形工（タイヤ成形を除く）③タイヤ成形工 等
	(2) 他に分類されない ゴム製品製造工	①ゴム接合工、②ゴムはり工、③ゴム焼付工、④再生ゴム製造工
	(3) プラスチック製品 製造工	①プラスチック成形工、②プラスチック切削・研磨工、③プラスチック接合・裁断工、④プラスチック塗布工、⑤原料プラスチック処理工 等
	(4) 他に分類されない プラスチック製品 製造工	①プラスチック彫刻工
	(5) ゴム・プラスチック 製品検査工	①ゴム・プラスチック製品検査工
4 土石製品 製造の職業	(1) 土石製品製造工	①土石製品製造工 等
13 1 木・竹・ 草・つる製 品製造の職 業	(1) 木製製品製造工	①製材工、チップ製造工、②合板工、③木工、木彫工、④木製家具・建具製造工、⑤指物職 等
	(2) 木・竹・草・つる製 品検査工	①木材検査工、②合板検査工 等
	(3) その他の木・竹・ 草・つる製品製造 の職種	①い草製品製造工、②稻わら製品製造工、③き柳製品製造工、④げた製造工、⑤竹細工工、⑥とう製品製造工、⑦船大工、⑧麦わら製品製造工、⑨木製運

			動用品製造工、⑩木製おけ製造工、⑪木製たる製造工、⑫木製曲物製造工 等
2 パルプ・紙・紙製品製造の職業	(1) パルプ・紙・紙製品製造工	①パルプ工、紙料工、②紙すき工、③段ボール製造工、④加工紙製造工（段ボールを除く）、⑤紙器製造工、⑥紙製品製造工、⑦紙裁断工 等	
	(2) パルプ・紙・紙製品検査工	①パルプ・紙・紙製品検査工	
	(3) その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業	①紙加工工、②紙仕上工、③紙製品仕上工、④紙巻取工 等	
3 印刷・製本の職業	(1) 印刷・製本作業員	①DTP オペレーター、②写真植字機オペレーター、③製版作業員、④とつ（凸）版印刷作業員、⑤オフセット印刷作業員、⑥グラビア印刷作業員、⑦スクリーン印刷作業員、⑧シール印刷作業員、⑨印刷物光沢加工作業員、⑩製本作業員 等	
	(2) その他の印刷・製本の職業	①活字製造作業員、②校正作業員、③はく（箔）押し作業員、④印刷・製本検査作業員 等	
4 革・革製品製造の職業	(1) 革・革製品製造工	①革・革製品製造工	
	(2) その他の革・革製品製造の職種	①革打抜き工、②革具加工工、③革靴修理工、④革靴製造工、⑤革裁断工、⑥革サンダル製造工、⑦革スリッパ製造工、⑧革縫製工、⑨製革工、⑩製革仕上工、⑪製革準備工、⑫なめし工 等	
14 1 食料品製造の職業	(1) めん類製造工	①製めん工、②即席めん類製造工 等	
	(2) パン・菓子製造工	①パン・焼菓子製造工、②洋生菓子製造工、③和生菓子製造工、④和干菓子製造工、⑤スナック菓子・キャンデー・チョコレート製造工 等	
	(3) 豆腐・こんにゃく・ふ製造工	①豆腐・油揚等製造工、②こんにゃく製造工、③ふ製造工	
	(4) かん詰・びん詰・レトルト食品製造工	①かん詰食品製造工、②びん詰食品製造工、③レトルト食品製造工	
	(5) 乳・乳製品製造工	①飲用乳製造工、②乳酸発酵製品製造工、③アイスクリーム製造工 等	
	(6) 水産物加工工	①かつお節類製造工、②魚介干物製造工、③水産ねり物製造工、 等	
	(7) 食肉加工品製造工	①精肉工、②ハム・ベーコン・ソーセージ製造工 等	

		(8) 野菜つけ物工	①野菜つけ物工
		(9) 保存食品・冷凍加工食品製造工	①保存食品製造工、②冷凍加工食品製造工
		(10) 弁当・惣菜類製造工	①弁当・惣菜類製造工
2 食品原料 製造の職業	(1) 精穀工	①精穀工	
	(2) 製粉工	①製粉工	
	(3) 味そ・しょう油製造工	①味そ製造工、②しょう油製造工	
	(4) 他に分類されない 精穀・製粉・調味食 品製造工	①イースト製造工、②うま味調味料製造工、③乾燥 スープ製造工、④酵母・こうじ製造工、⑤香辛料製 造工、⑥ジャム製造工、⑦食用油脂製品製造工、⑧ 酢製造工、⑨製糖工、⑩ソース製造工、⑪動植物油 脂製造工、⑫トマトケチャップ製造工、⑬ピーナッ ツバター製造工、⑭マーガリン製造工、⑮マヨネー ズ製造工、⑯水飴製造工、⑰配合飼料製造工、⑱食 料品検査工 等	
3 飲料・た ばこ製造の 職業	(1) 飲料・たばこ製造 工	①製茶工、②清酒製造工、③酒類製造工（清酒を除 く）、④清涼飲料製造工、⑤たばこ製造工 等	
	(2) その他の飲料・た ばこ製造の職業	①インスタントコーヒー製造工、②コーヒー豆焙煎 工、③粉末飲料製造工、④飲料・たばこ検査工 等	
15 1 生活衛生 のサービス	(1) 理容師	①理容師	
	(2) 美容師	①美容師	
	(3) 美容サービス職	①着付師、②エステティシャン、③ネイリスト 等	
16 1 飲食物調 理及び接客 サービスの 職業	(1) 調理人	①日本料理調理人、②すし職人、③西洋料理調理 人、④中華料理調理人、⑤給食調理人 等	
	(2) バーテンダー	①バーテンダー	
	(3) 飲食物給仕係	①配ぜん人、②ウェイター・ウェイトレス（飲食店 ホール係）、③ソムリエ 等	
17 1 その他の 技能工、生 産工程の職 業(1)	(1) 内張工	①内張工、②表具師	
	(2) 塗装工	①木工塗装工、②金属塗装工、 等	
	(3) 疋工	①疖工 等	
	(4) 内装工	①金属建具取付工、②建具ガラス取付工、③内装仕 上工	

		(5) 他に分類されない技能工、生産工程の職業	①写真工 等
18	1 その他の技能工、生産工程の職業(2)	(1) 画工、広告美術工	①画工、②看板制作工 等
		(2) 映写技士	①映写技士
		(3) 製図工、写図工	①写図工、②現図工
		(4) 製品包装作業員	①製品包装作業員、②ラベル・シール貼付作業員等
		(5) その他の生産関連・生産類似の職業	①写図工、②現図工
19	1 装身具等身の回り品製造の職業	(1) その他の製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	①かばん・袋物製造工、②がん具製造工、③楽器製造工、④模型・模造品製作工、⑤ほうき、ブラシ製造工、⑥漆器工、⑦貴金属・宝石・甲・角細工工、⑧運動具製造工、⑨筆記用具製造工 等
		(2) その他の装身具等身の回り品製造の職業	①げた製造工、②木製運動用品製造工、③印判師、④うちわ製造工、⑤喫煙具製造工、⑥獣皮剥工、⑦製氷工、⑧ちょうちん製造工、⑨と畜作業員、⑩フアスナー製造工、⑪マッチ製造工、⑫有機肥料製造工（鶏ふん・魚肥・たい肥・大豆かすなど）、⑬洋がさ製造工、⑭彫金工（工芸的なもの）、⑮装てい師、フラワーデザイナー、⑯装身具等身の回り品検査工 等
20	1 情報処理技術・通信技術の職業	(1) システム設計技術者	①システム設計技術者
		(2) ソフトウェア開発技術者	①ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）、②ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）、③ソフトウェア開発技術者（汎用系）、④プログラマー等
		(3) システム運用管理者	①サーバ管理者、②システム管理者、③セキュリティエンジニア 等
		(4) 通信ネットワーク技術者	①通信ネットワーク技術者 等

		(5) その他の情報処理技術・通信技術の職業	①ソフトウェアテスト技術者、②システムアナリスト、③ウェブデザイナー、④グラフィックデザイナー 等
21	1 定置機関・機械運転の職業	(1) ボイラー操作員	①ボイラー操作員
		(2) クレーン・巻上機運転工	①クレーン運転工、②巻上機・コンベア運転工
		(3) ポンプ・送風機圧縮機運転工	①ポンプ・送風機・圧縮機運転工
		(4) (4) その他の定置機関・機械運転の職業	①冷凍機運転工、②ケーブル機関運転工、③玉掛け工、④下水処理施設設備操作員、⑤ごみ焼却設備操作員、⑥し尿処理設備操作員、⑦浄水場設備操作員等
	2 開発技術者	(1) 開発技術者	①原子力技術者（開発）、②鉱山開発技術者、③採鉱開発技術者、④織布開発技術者、⑤染色開発技術者、⑥探鉱開発技術者、⑦紡績開発技術者 等
3 その他生活、衛生サービスの職業		(1) クリーニング工	①クリーニング工、②クリーニング仕上工
		(2) 洗張職	①洗張職
		(3) その他の清掃の職業	①ビル・建物清掃員、②ハウスクリーニング作業員、③道路清掃員、④公園清掃員、⑤ごみ収集作業員、⑥し尿汲取作業員、⑦産業廃棄物収集作業員、⑧産業洗浄員、⑨消毒・害虫防除作業員、⑩乗物内清掃員、⑪浄化槽清掃員 等
	4 その他	(1) 1～20 部門及び 21 部門の 1～3 に属さない技能的職種	①アニメーター、②ウェブデザイナー、③グラフィックデザイナー、④工業デザイナー 等
22	1 障害がある技能者	(1) 1～21 部門のいずれかに属する職種につく障害がある技能者	① 1～21 部門のいずれかに属する職種につく障害がある技能者

5 調書等様式

- ① 兵庫県技能顕功賞関係 ······ P 4 4 ~ 4 6
- ② 兵庫県青年優秀技能者表彰関係 ······ P 4 7 ~ 4 9
- ③ (本人による)申立書 (技能顕功賞・青年優秀) · P 5 0
- ④ 卓越した技能者の表彰関係 ······ P 5 1 ~ 5 6
- ⑤ (本人による)申立書 (卓越した技能者) ··· P 5 7

様式は、次の県のホームページ「技能者の表彰制度」からダウンロードできます。

(https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr06/ie11_000000011.html)

【アクセス方法】

トップページ > 分類から探す > しごと・産業 >
労働・雇用・資格 > 職業能力開発 > 技能者の表彰制度

① 兵庫県技能顕功賞関係

<様式 1 - 1 >

(No.)

兵庫県技能顕功賞被表彰者推薦調書(1)

部門	職業分類	職種(1)	職種(2)		推薦地区名		
			番号	職種名			
ふりがな			生年月日				
氏名			性別				
現住所	郵便番号		電話番号				
勤務先	名称				従業員数		
	所在地	郵便番号	電話番号				
職歴	内容	従事した職種	在職期間			在職年月数	
			年 (西暦)	月	日	年	ヶ月
	現在に至る		2024	11	10		
合計在職期間					0	0	
推薦実績		年度	年度	年度	年度		
推薦者	団体等の名称			代表	職名		
					氏名		
				担当者	職名		
					氏名		
					メールアドレス		
	所在地	郵便番号		電話番号			

★この調書は、すべて (令和6年) 2024年11月10日 を基準日として作成してください。

<様式 1 - 2 >

兵庫県技能顕功賞被表彰者推薦調書(2)

職種名	氏名	生年月日	
技能の優秀さ			
産業に対する貢献			
後進技能者の育成	監督者（※役職以上）として部下の指導をした年数		
模範性			
現役性	有する技能に関連した職種における 1 日平均の就業時間		

★抽象的な表現の繰り返しは避け、出来るだけ具体的に分かりやすく記載してください。

<様式2>

履歴書（技能顕功賞用）

ふりがな 氏名			生年月日		
現住所					
最終学歴		学校名 学部・学科			卒業 年月日
団体役員歴					
表彰歴					
免許・資格・実用新案等					
職業訓練指導員免許	職種			取得年月日	
技能検定	級	職種	作業名	取得年月日	
技能検定委員歴 (補佐員歴)	職種	種別	期間		通算年数
			自 至		
兵庫県技能士会 連合会への加入	所属する技能士会名				

★団体役員歴・表彰歴・免許・資格は、過去のものから順に列挙し、年月日も記入してください。

② 兵庫県青年優秀技能者表彰関係

<様式 1-1 >

(No.)

兵庫県青年優秀技能者表彰被表彰者推薦調書(1)

部門	職業分類	職種(1)	職種(2)		推薦地区名		
			番号	職種名			
ふりがな			生年月日				
氏名			性別				
現住所	郵便番号		電話番号				
勤務先	名称				従業員数		
	所在地	郵便番号	電話番号				
職歴	内容	従事した職種	在職期間			在職年月数	
			年 (西暦)	月	日	年	ヶ月
	現在に至る		2024	11	10		
合計在職期間					0	0	
推薦実績		年度	年度	年度	年度	0回	
推薦者	団体等の名称			代表	職名		
					氏名		
				担当者	職名		
					氏名		
					メールアドレス		
	所在地	郵便番号		電話番号			

★この調書は、すべて (令和6年) 2024年11月10日 を基準日として作成してください。

<様式 1-2>

兵庫県青年優秀技能者表彰被表彰者推薦調書(2)

職種(2)	氏名	生年月日	
技能の優秀さ			
産業に対する貢献			
技能後継者としての将来性			
模範性			
	有する技能に関連した職種における1日平均の就業時間		
現役性			

★抽象的な表現の繰り返しは避け、出来るだけ具体的に分かりやすく記載してください。

<様式2>

履歴書（青年優秀技能者表彰用）

ふりがな 氏名			生年月日		
現住所					
最終学歴		学校名 学部・学科			卒業 年月日
団体役員歴					
表彰歴					
免許・資格・実用新案等					
職業訓練指導員免許	職種			取得年月日	
技能検定	級	職種	作業名	取得年月日	
技能検定委員歴 (補佐員歴)	職種	種別	期間		通算年数
			自至		
兵庫県技能士会 連合会への加入	所属する技能士会名				

★団体役員歴・表彰歴・免許・資格は、過去のものから順に列挙し、年月日も記入してください。

③ (本人による) 申立書 (技能顕功賞・青年優秀)

申 立 書

令和6年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

氏 名

- このたび、令和6年度
- ・兵庫県技能顕功賞
 - ・兵庫県青年優秀技能者表彰
- の推薦を受けるにあたり、

下記の事項につきましては、真に相違ないことを申し出ます。

記

- ・刑罰を受けたことはありません。

(道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を除く。)

- ・破産宣告又は破産手続開始決定を受けたことはありません。

④ 卓越した技能者の表彰関係

調書（1）都道府県

(様式 3 の 1)

令和6年11月1日 現在

都道府県番号	-	推薦都道府県名	職業部門番号		職種名（1）	職種名（2）	氏名・現就業先事業所名の外字	
ふりがな 氏名			性別		職歴		在職期間（年月日）	在職年月数
生年月日			年齢					
現住所 〒 都道府県 市区町村								
TEL								
就業地 事業所名								
事業所全体 の従業員数								
所在地 〒 都道府県 市区町村							在職期間 計	
TEL							重複期間を除く在職期間 計	
現職については、令和6年11月1日をもって終期とすること。								
表彰歴	表彰の種類	表彰の概要						取得年月
	大臣表彰							
	知事・行政機関の局長表彰							
	全国レベルの業界団体表彰							
	その他							
免許・資格等	免許の種類	免許・資格等の概要						取得年月
	職業訓練指導員免許							
	技能検定委員							
	特許・実用新案等							
大会入賞歴等		認定年度	業種		職種	技能検定	技能士の名称	取得年月
	高度熟練技能者							
	ものづくりマイスター							
	全技連マイスター							
		開催回	参加職種		順位			
	技能グランプリ							
	技能五輪国際大会入賞歴							
	技能五輪全国大会入賞歴							

調書（2）都道府県

(様式3の1)

都道府県番号	都道府県名	職業部門	職種名（1）	職種名（2）	ふりがな	0
-	0	0	0	0	被推薦者氏名	0
過去の5年の推薦回数			(所在地又は住所) 〒 都道府県 市区町村 (推薦都道府県知事名) TEL			
年度						
年度						
年度						
年度						
年度						
計回						
推薦順位等						
選考対象者総数						
推薦総数						
推薦順位						
卓越した技能の概要						
技能の概要		功績・貢献の概要		後進指導育成の概要		現役性

調書（1）都道府県（22部門）

(様式 3 の 4)

令和6年11月1日 現在

都道府県番号	-	推薦都道府県名	職業部門番号	22	職種名（1）		職種名（2）																							
ふりがな		性別	男	生年月日		氏名・現就業先事業所名の外字																								
氏名		年齢																												
障害名・障害程度	障害名	有無	障害程度 第1種 第2種	障害程度 (等級)	障害名	有無	障害程度	障害名	有無	障害程度																				
	身体障害（視覚障害）				知的障害	療育手帳による程度の区分 判定書による重度判定	精神障害																							
	身体障害（聴覚障害）																													
	身体障害（音声・言語）																													
	身体障害（肢体不自由）																													
	身体障害（内部障害）																													
【障害程度について】 <input type="checkbox"/> 療育手帳による程度の区分 療育手帳等で次の記載が確認される場合は「A」を選択（Ⓐ、A、A1、A2、A3、1度、2度、A重、A中、A2a、A2b、A最重度、A重度）。それ以外は「B」を選択。 <input type="checkbox"/> 重度知的障害者判定による重度判定 療育手帳による程度の区分「B」のうち、地域障害者職業センターが行う重度知的障害者判定を受け、判定書が交付された者について、当たるはまる判定を選択。																														
現住所 〒 都道府県 市区町村 TEL				職歴		在職期間（年月日）			在職年月数																					
				～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～		～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～			在職期間 計																					
就業地 事業所名																														
									事業所全体 の従業員数		重複期間を除く在職期間 計																			
所在地 〒 都道府県 市区町村 TEL																														
													現職については、令和6年11月1日をもって終期とすること。																	
															表彰歴		表彰の種類		表彰の概要			取得年月								
																			大臣表彰											
																						知事・行政機関の局長表彰								
																									全国レベルの業界団体表彰					
																												その他		
				大会入賞歴等		大会名など	開催回	競技種目名																						
						国際アビリンピック																								
全国障害者技能競技大会 (全国アビリンピック)																														
		地方アビリンピック																												

調書（2）都道府県（22部門）

(様式3の4)

都道府県番号	都道府県名	職業部門	職種名（1）	職種名（2）	ふりがな					
-		22			氏名					
過去の5年の推薦回数 年度 年度 年度 年度 年度 計 回 推薦順位等 選考対象者総数 推薦総数 推薦順位			(所在地又は住所) 〒 都道府県 市区町村 (推薦都道府県知事名) TEL							
			(推薦理由)							
							卓越した技能の概要			
技能の概要		功績・貢献の概要		技能の指導及び育成の概要		現役性				

(様式4)

職業 部門		被推薦 者氏名		撮影 年月日	
----------	--	------------	--	-----------	--

写真添付欄

・【別紙4】推薦書類一式作成上の具体的留意点に記載の【写真】に関する項目を参照の上作成し本記述を削除してから使用する。

・本様式は、審査委員会で審査の参考とするため、調書に記載した作品や作業風景等の写真を添付の上、内容について下記「写真説明」欄に簡潔に記入する。

なお、調書の内容と関連性が低いと審査委員会で判断された写真は、審査の参考としない可能性がある。

・写真の枚数に制限はないが、写真様式は計10枚以内とし、写真は必ず添付欄内に収め、本ファイルを含む推薦書類の合計サイズが被推薦者1人につき指定された容量以内となるよう、適宜トリミング部分の削除や画像圧縮等を行うこと。

・本様式のレイアウト変更（各欄の場所移動やサイズの変更等）はしない。

・改善事案等の功績を記載する場合、写真に代えて図表を添付してもよい。

写真
説明

職業
部門

被推薦
者氏名

撮影
年月日

写真添付欄

写真
説明

※全てのチェック欄に必ずチェックして添付してください。

【兵庫県提出用】提出書類チェック表

必 要 書 類	
○推薦書類	
(1) (1~21部門に推薦する場合)【調書】(様式3の1) (22部門に推薦する場合) 【調書】(様式3の4)	<input type="checkbox"/> 添付済
(2) 【写真】(様式4) ・様式10ページ以内である。 ・別に指定された期間内に撮影された作業風景写真が1枚以上ある。	<input type="checkbox"/> 添付済
(3) 【専門用語集】(様式5) ・調書や写真様式内に解説が必要な用語が一つも含まれていない場合は「無し」と記入してある。	<input type="checkbox"/> 添付済
(4) (22部門に推薦する場合)【推薦同意書(22部門)】(様式7)及び【障害者手帳の写し】	<input type="checkbox"/> 添付済 <input type="checkbox"/> 不 要
(5) 【住民票の写し】 ・推薦書類記載の被推薦者氏名及び生年月日は住民票に記載されているものと一致している。	<input type="checkbox"/> 添付済
(6) 【動画】MP4形式(画質委720p程度若しくはそれ以下)で電子媒体に格納し、添付した。	<input type="checkbox"/> 添付済 <input type="checkbox"/> 不 要
(7) 【その他の資料】(表彰等) ・調書(1)の「表彰歴」「職業訓練指導員免許の取得歴又は技能検定委員の委嘱歴等」「大会入賞歴等」「技能検定」欄に記載したものについて、確認資料を全て添付した。	<input type="checkbox"/> 添付済 <input type="checkbox"/> 不 要(※記載無し)
(8) 被推薦者本人に、技能に関し叙勲又は褒章の受章経験(受章予定も含む。)が無いことを確認。	<input type="checkbox"/> 確認済
(9) 被推薦者氏名・被推薦者の現就業先事業所名にパソコンで変換できない外字や特殊文字が含まれる場合、当該文字の画像データを添付した。	<input type="checkbox"/> 添付済 <input type="checkbox"/> 外字等は含まれていない
(10) 被推薦者1名分のすべての推薦書類をZIPにより圧縮して1つのファイルにした。	<input type="checkbox"/> 7メガバイト以内に圧縮済

1.被推薦者情報、2.推薦者情報および3.担当者情報を記入してください。

1.被推薦者情報	
氏名	

2.推薦者情報	
郵便番号	
住 所	
事業所・団体名	
代表者役職	
代表者氏名	

3.担当者情報	
郵便番号	
住 所	
事業所・団体名	
担当者役職	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

⑤ (本人による) 申立書 (卓越した技能者の表彰)

申 立 書

令和6年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

氏 名

このたび、令和6年度卓越した技能者の表彰の推薦を受けるにあたり、下記の事項につきましては、真に相違ないことを申し出ます。

記

- ・過去において禁錮以上の刑に処せられたこと及び破産宣告を受けたことはありません。
- ・推薦を受ける技能に関し、叙勲又は褒章は受けていません（受章予定含む）。

6 推薦書類提出機関

機関名は、令和6年1月末時点のものです。

地区名	提出機関名・電話	所在地	所管区域
神戸	産業労働部 能力開発課 (人材育成班) TEL 078-362-3369	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁内 電子メール nouryokukaihatsuka@pref.hyogo.lg.jp	神戸市内にある県域団体 (例: 兵庫県〇〇組合)
	神戸県民センター 県民・産業振興課 (産業振興担当) TEL 078-647-9086	〒653-8767 神戸市長田区二葉町 5-1-32 新長田合同庁舎内 電子メール kobe_kem@pref.hyogo.lg.jp	上記を除く 神戸市内
阪神南	阪神南県民センター 県民・産業振興課 TEL 06-6481-7679	〒660-8588 尼崎市東難波町 5-21-8 兵庫県尼崎総合庁舎内 電子メール hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp	尼崎市、西宮市、芦屋市
阪神北	阪神北県民局 地域振興課 (商工労政担当) TEL 0797-83-3133	〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15 兵庫県宝塚総合庁舎内 電子メール hanshinkkem@pref.hyogo.lg.jp	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
東播磨	東播磨県民局 県民課 (ものづくり産業担当) TEL 079-421-9414	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 兵庫県加古川総合庁舎内 電子メール hharichi_iki@pref.hyogo.lg.jp	明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町
北播磨	北播磨県民局 県民・商工観光課 TEL 0795-42-9447	〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2 兵庫県社総合庁舎内 電子メール kharimakem@pref.hyogo.lg.jp	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
中播磨	中播磨県民センター 産業観光課 TEL 079-281-9260	〒670-0947 姫路市北条 1-98 兵庫県姫路総合庁舎内 電子メール nkharikem@pref.hyogo.lg.jp	姫路市、市川町、福崎町、神河町
西播磨	西播磨県民局 地域づくり課 TEL 0791-58-2141	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25 兵庫県西播磨総合庁舎内 電子メール Nsharimakem@pref.hyogo.lg.jp	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町
但馬	但馬県民局 地域づくり課 (産業観光担当) TEL 0796-26-3686	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11 兵庫県豊岡総合庁舎内 電子メール tajimachi_iki@pref.hyogo.lg.jp	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波	丹波県民局 産業振興課 TEL 0795-73-3783	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688 兵庫県柏原総合庁舎内 電子メール tambakem@pref.hyogo.lg.jp	丹波篠山市、丹波市
淡路	淡路県民局 県民・商工労政課 TEL 0799-26-2086	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5 兵庫県洲本総合庁舎内 電子メール Awajiuzu@pref.hyogo.lg.jp	洲本市、南あわじ市、淡路市